

## 福島県循環型社会形成推進計画 (答申案)

平成23年2月  
福 島 県

## 目 次

1 計画改定の趣旨	· · · 1
2 計画の位置付け	· · · 2
3 計画の期間	· · · 2
4 福島県が目指す循環型社会	· · · 3
【ビジョン1】自然循環が保全された社会 ～多様な自然環境が保全された社会の実現～	· · · 4
【ビジョン2】適正な資源循環が確保された社会 ～地域循環システムが形成された社会の実現～	· · · 4
【ビジョン3】心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会 ～賢いライフスタイルの確立による 環境に負荷をかけない社会の実現～	· · · 4
5 施策の体系	· · · 5
6 施策の展開	· · · 6
(1) 自然循環の保全	
～多様な自然環境が保全された社会を目指して～	· · · 7
① 森林の保全、整備等	· · · 7
② 持続性の高い農業生産方式の普及等	· · · 9
③ 水産資源の適正な保存、管理等	· · 1 0
④ 健全な水の循環を保全するための総合的な管理	· · 1 1
⑤ 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全	· · 1 4
⑥ 野生動植物の保護	· · 1 5
⑦ 緑化の推進及び緑地の保全	· · 1 6
⑧ 自然再生の推進	· · 1 7
⑨ 県の工事等における健全な自然循環への配慮	· · 1 8
(2) 適正な資源循環の確保等	
～地域循環システムが形成された社会を目指して～	· · 2 0
① 資源及びエネルギー消費の抑制	· · 2 1
② 再生可能エネルギー利用等の促進	· · 2 3
③ 環境への負荷を低減するための交通の円滑化	· · 2 4
④ 廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的利用の促進	· · 2 5
⑤ 事業者による循環型社会の形成への取組みの促進	· · 2 8
⑥ 環境物品等への需要の転換の促進	· · 2 9
⑦ 地産地消の促進	· · 3 0
⑧ バイオマスの利用促進	· · 3 1
⑨ 産業廃棄物の適正処理	· · 3 2
⑩ 環境の保全上の支障の防止及び除去等	· · 3 3

(3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換 ～賢いライフスタイルの確立による 環境に負荷をかけない社会を目指して～	• • 3 4
① 循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等	• • 3 5
② 県民等の自発的な活動の促進	• • 3 6
 (4) 共通の施策	• • 3 9
① 調査の実施	• • 3 9
② 科学技術の振興	• • 3 9
③ 財政的措置	• • 4 0
 <b>7 計画の推進</b>	• • 4 1
(1) 県民の役割	• • 4 1
(2) 民間の団体等の役割	• • 4 2
(3) 事業者の役割	• • 4 2
(4) 行政の役割	• • 4 3
① 市町村	• • 4 3
② 県	• • 4 4
(5) 連携	• • 4 4
 <b>8 進行管理</b>	• • 4 5
 資料 1 もったいない 5 0 の実践	• • 4 6
資料 2 数値目標一覧	• • 4 8
資料 3 福島県における物質フローの概要	• • 5 4

# 福島県循環型社会形成推進計画（答申案）

## 1 計画改定の趣旨

本県では、環境の保全を最優先し、環境への影響を未然に防止するとの基本的な考え方の下、これまでの大量生産、大量消費及び大量廃棄型の経済社会システムを変革することにより、豊かな自然をはじめとする本県の特性を生かした循環型社会<sup>1</sup>を形成するため、平成17年3月に「福島県循環型社会形成に関する条例」（以下「条例」という。）を制定しました。この条例に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、翌年3月に「福島県循環型社会形成推進計画」（以下「計画」という。）を策定しました。

計画では、条例の理念である「自然循環<sup>2</sup>の保全」、「適正な資源循環<sup>3</sup>の確保等」、「心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換」の実現に向けて積極的に取組みを進めてきました。これにより、森林の整備や環境負荷の少ない農業が行われるなどの自然の生態系<sup>4</sup>への配慮や再生可能エネルギー<sup>5</sup>導入の増加、県民による自発的な環境保全活動の展開など、本県の状況は循環型社会の形成に向けて着実に進展しています。しかし一方では、人類の活動が自然環境へ与える負荷は依然として高く、「地球温暖化の危機」、「資源の浪費による危機」、「生態系の危機」の三つの危機に代表される地球規模での環境問題が深刻化しています。

このため、本県が目指す循環型社会の形成を効果的に推進するためには、これまで以上に、自然共生社会<sup>6</sup>や低炭素社会<sup>7</sup>に向けた取組みと協調した施策を展開するとともに、私たち一人ひとりが、環境問題について改めて認識し、民間の団体、事業者、行政等のあらゆる主体が県民総参加で、幅広く連携・協働することが重要です。

持続可能で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくため、これまでの取組成果や社会経済情勢を踏まえ、計画を改定し、取り組むべき施策をより一層効果的かつ的確に推進することとしました。

<sup>1</sup> **循環型社会**：適正な資源循環が確保されること等により資源の消費及び廃棄物等の発生が抑制され自然循環が健全な状態に保全された環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会です。

<sup>2</sup> **自然循環**：物質が大気、水、土壤、生物等の間を循環することをいいます。

<sup>3</sup> **資源循環**：物質が資源として自然界から採取され、原材料又は製品等として経済社会活動に伴い循環することをいいます。

<sup>4</sup> **生態系**：生態系とは、植物、動物、微生物およびそれらを取り巻く非生物的要素（土壤、水、空気等）から成り立っているもので、これらの要素が物質やエネルギーの流れといった複雑な過程を通じて相互に作用し、動的に複合したものです。

<sup>5</sup> **再生可能エネルギー**：自然プロセス由来で絶えず補給される太陽、風力、バイオマス、地熱、水力等から生成されるエネルギーのことです。

<sup>6</sup> **自然共生社会**：生物多様性が適切に保たれ、自然循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のことです。

<sup>7</sup> **低炭素社会**：化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等レベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で、大気中の温室効果ガスを安定させると同時に生活の豊かさを実感できる社会のことです。

## 2 計画の位置付け

計画は、条例第10条第1項により、知事が定めなければならないとされている「循環型社会形成推進計画」です。

また、「福島県総合計画<sup>1</sup>」（平成21年12月）の部門別計画である「福島県環境基本計画」（平成22年3月）を推進するための個別計画として位置付けられるとともに、「福島県廃棄物処理計画<sup>2</sup>」（平成23年○月）や「福島県地球温暖化対策推進計画<sup>3</sup>」（平成23年○月）等との関連のもとに策定するものです。

## 3 計画の期間

「福島県総合計画」が描く将来展望をもとに、平成23年度を初年度とし、平成26年度を目標年度とする4か年計画です。

### 【福島県総合計画が描く将来（30年後）の福島のイメージ】

環境負荷の少ない低炭素・循環型社会に転換し、美しい自然環境に包まれた持続可能な社会が実現しています。

<sup>1</sup> 福島県総合計画：県が目指す将来の姿や基本目標などを示し、その実現に向けて県民、民間団体、企業、市町村、県など県内で活躍する様々な主体が、ともに力を合わせ取り組んでいくための指針となるもので、子どもたちが親の世代となる30年後程度先を展望しながら、平成22年度を初年度として平成26年度を目標年度とする5か年計画です。

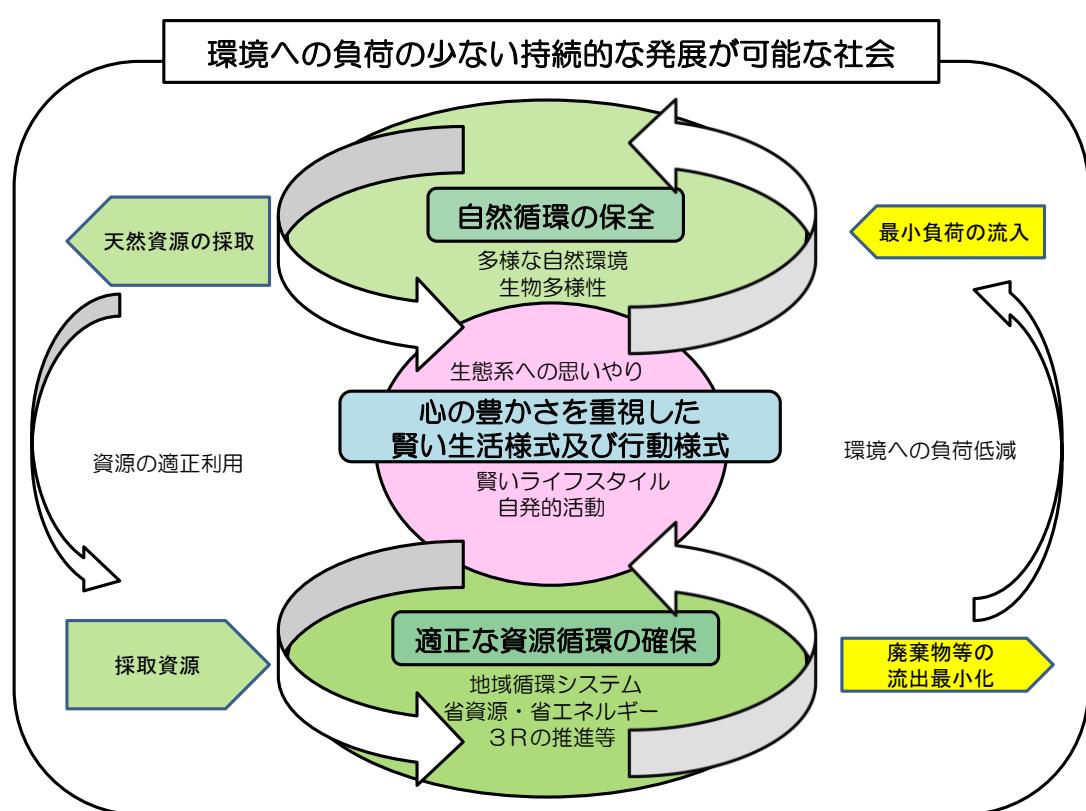
<sup>2</sup> 福島県廃棄物処理計画：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づき、廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化や適正処理等に関する施策を推進していくための計画です。

<sup>3</sup> 福島県地球温暖化対策推進計画：地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を削減するため、県民、事業者、行政が実践すべき取組みを示した計画です。

## 4 福島県が目指す循環型社会

条例が示す循環型社会とは「適正な資源循環<sup>1</sup>が確保されること等により、資源の消費及び廃棄物等の発生が抑制され、自然循環が健全な状態に保全された環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会」です。

計画では、条例が示す循環型社会の将来の実現を目指して、次の3つのビジョンを掲げて取組みを進めていきます。



<sup>1</sup> 適正な資源循環：資源循環の過程において、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分（廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）としての処分をいう。）が確保されていることをいいます。

1      **【ビジョン1】**

2      **自然循環が保全された社会**

3      **～多様な自然環境が保全された社会の実現～**

4      人が活動するにあたっては生態系への思いやりを優先し環境への負荷低減を図  
5      り、生物多様性<sup>1</sup>が保たれ豊かな自然環境が守られるとともに、自然界における物質  
6      循環が健全に保たれた、自然の恵みを将来にわたって享受できる多様な自然環境が  
7      保全された社会の実現を目指します。

9      **【ビジョン2】**

10     **適正な資源循環が確保された社会**

11     **～地域循環システムが形成された社会の実現～**

12     産業、行政、学校、家庭等が一丸となった省資源・省エネルギーによる低炭素社会  
13     へ向けた取組みや廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の3R<sup>2</sup>の推進の取組み  
14     が定着するとともに、地域の特性や循環資源<sup>3</sup>の性質に応じた最適な規模での地域循  
15     環システム<sup>4</sup>が形成された社会の実現を目指します。

17     **【ビジョン3】**

18     **心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会**

19     **～賢いライフスタイルの確立による**

20     **環境に負荷をかけない社会の実現～**

21     県民一人ひとりが、自然環境や廃棄物などの環境問題に関して環境の保全が最優  
22     先される課題であると認識しその解決方法について自ら考える能力を身に付け自ら  
23     積極的に行動するなど、心の豊かさを重視した賢いライフスタイルの確立による環  
24     境に負荷をかけない社会の実現を目指します。

<sup>1</sup> **生物多様性**：地球上の生物の種の多様性と遺伝子の多様性、そして、それらを取り巻く生息環境の多様さをいいます。例えば、水中生物の生態系が細菌類・植物プランクトン・動物プランクトン・魚類・鳥類等からなる食物連鎖により構成されているように、多様な生物が生息する生態系ほど一般的に健全であり、安定しているといえます。

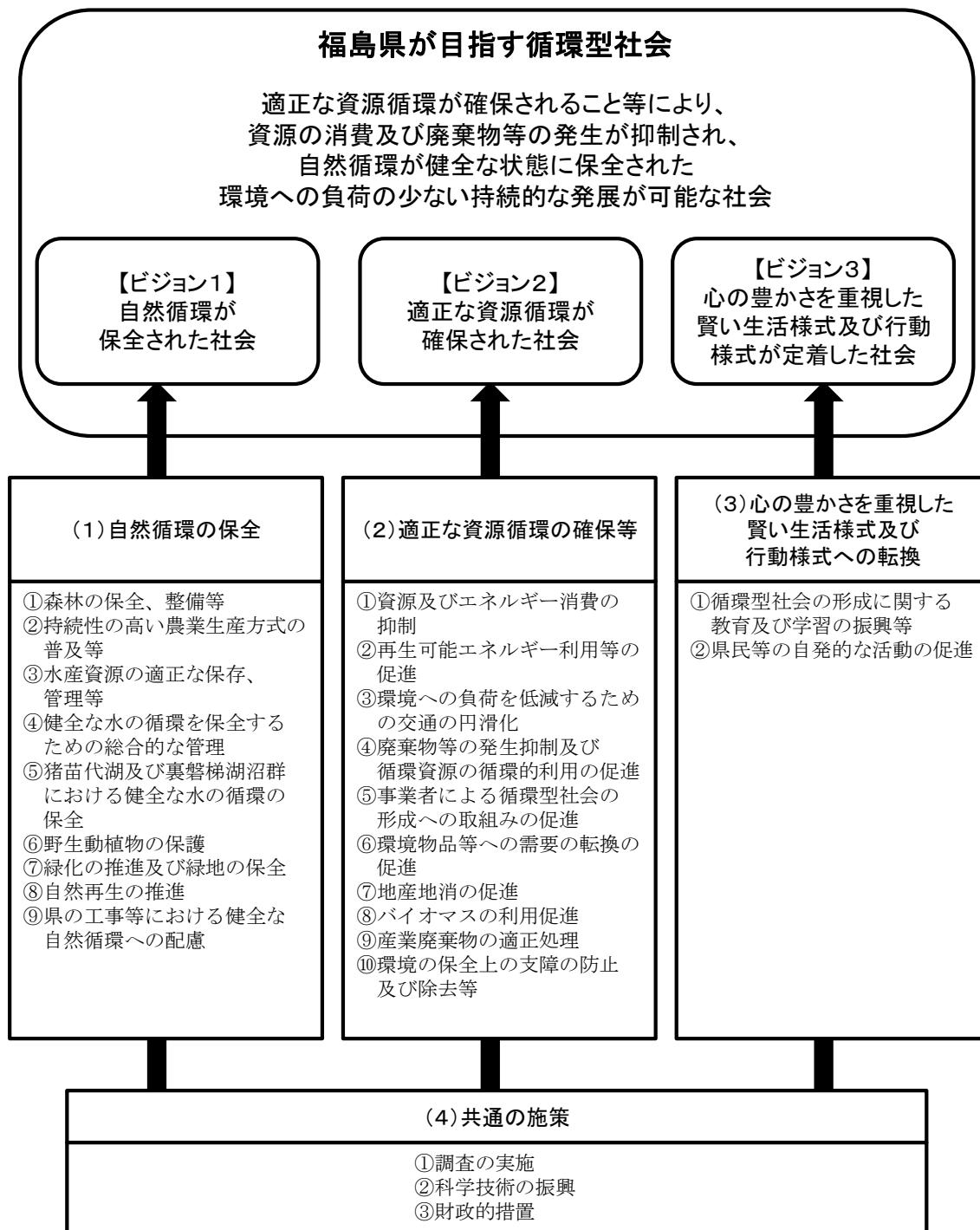
<sup>2</sup> **3R**：リデュース(Reduceごみの発生抑制)、リユース(Reuse再使用)、リサイクル(Recycle再生利用)の頭文字を取って3R(スリーアール)と呼ばれ、この優先順位で廃棄物の削減に努めるという考え方です。

<sup>3</sup> **循環資源**：廃棄物等のうち循環的な利用が可能な物をいいます。

<sup>4</sup> **地域循環システム**：循環資源が、地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模で循環する仕組みのことです。

## 1 5 施策の体系

2 計画において展開する施策の体系は次のとおりです。



1   6 施策の展開

2   (1) 自然循環の保全

3   **～多様な自然環境が保全された社会を目指して～**

4   福島県は、県土の約70%を森林が占めているとともに、猪苗代湖及び裏磐梯湖  
5   沼群に代表される良好な水環境や、磐梯朝日国立公園、尾瀬国立公園に代表される  
6   豊かな自然と優れた景観を有しています。

7   また、様々な地形や自然条件のなかで、多様な動植物が生息・生育しています。

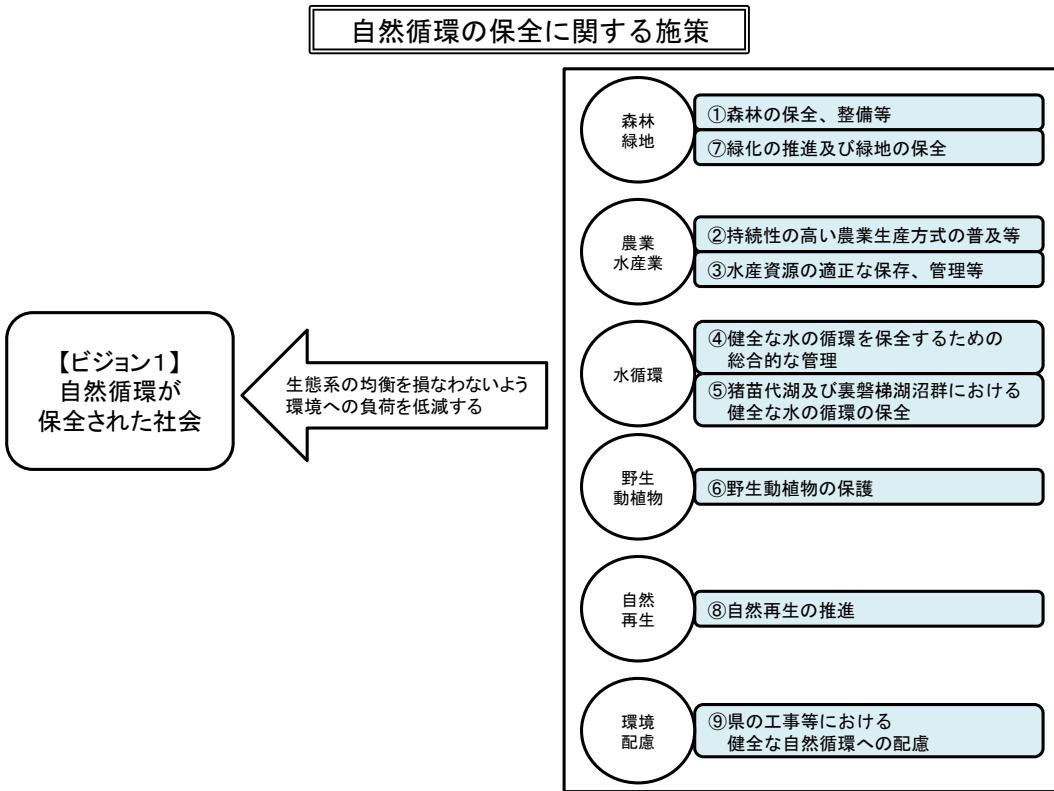
8   これらの豊かな自然環境は、森林による二酸化炭素吸収など多面的な機能を始め、  
9   清らかな水環境や様々な農林水産物等、私たちの生活に多くの恵みを与えてくれま  
10   す。

11   本県では、自然循環が健全に保たれるよう、計画的な森林整備や環境と共生する  
12   農業の推進、水質保全や水資源の適正な利活用による健全な水循環の確保、県民ボ  
13   ランティアとの協働による野生動植物の保護等を行ってきました。

14   しかし、地球温暖化等の地球環境問題による自然環境への影響や猪苗代湖の水環  
15   境悪化等の水循環<sup>1</sup>の変化、絶滅危機にある野生動植物種の増加、人の活動による開  
16   発や資源採取、廃棄物の増加等、自然循環が損なわれる現象が生じています。

17   自然循環が健全な状態で保全され、本県の恵まれた自然環境を美しいままの姿で  
18   未来に引き継いでいくためには、森林の多面的機能を維持増進するなど本県の自然  
19   特性を生かした施策を展開することが必要です。また、農業等による環境への負荷  
20   を低減させるとともに、健全な水の循環を始めとした自然環境をより良好な状態で  
21   保持し、生物多様性とその恵みを将来の世代に引き継いでいくことが重要です。そ  
22   のため、次の施策に取り組みます。

<sup>1</sup> 水循環：地球上の水は、海や陸から蒸発して雲となり、雨や雪となって再び地上に降り、地下水や川となりやがて海へ戻っていくという循環を繰り返しており、これを自然の水循環といいます。



1

## 2     ① 森林の保全、整備等

### 3     ア 現状と課題

4     森林は、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化防止に繋がる二酸化炭  
 5     素の吸収源、木材の供給等の多面的機能を有し、循環型社会の形成や低炭素社  
 6     会への転換に果たす役割が大きいことから、計画的な森林整備を進めています  
 7     が、地球温暖化対策として、京都議定書の目標達成に向け「福島県森林吸収量  
 8     確保推進計画<sup>1</sup>」（平成20年12月）に基づく施策の推進がますます重要とな  
 9     っています。また、森林の果たす様々な役割が広く認識されてきており、これ  
 10    らを十分に發揮させるため、森林の機能区分に応じた多様な森林施業を支援す  
 11    るとともに、市町村、森林組合等との連携を図り、将来にわたり、森林を適正  
 12    に整備していく必要があります。

13    また、森林整備を担う林業就業者は年々減少していることから、今後必要と  
 14    なる森林整備等を十分に行うためには、社会保障制度の充実や研修等により林  
 15    業を担う人材の確保・育成の取組みを進める必要があるとともに、県産材の利  
 16    用を拡大するため公共工事や住宅における県産材利用の促進を図る必要があります。  
 17

18    さらに、森林に対する県民の要請が多様化・高度化しているため、森林の整

<sup>1</sup> 福島県森林吸収量確保推進計画：京都議定書や「福島県地球温暖化対策推進計画」を踏まえ、森林による二酸化炭素の吸収量や森林整備の目標を達成するための計画です。

備や森林とのふれあい施設の充実、指導者の育成の推進や森林ボランティア<sup>1</sup>活動等に関する情報提供を図るとともに、新たに森林づくりを行う企業や団体等が増えていることから、このような取組みの支援やすべての県民で森林を守り育てるという意識の更なる醸成を図る必要があります。

## イ 施策の方向性

「福島県森林吸収量確保推進計画」（平成20年12月）に基づき、森林による二酸化炭素吸収量を確保するための森林整備を着実に推進するとともに、重視すべき機能に応じた多様な森林整備や間伐を中心とした森林整備を進めるなど、森林を適正に保全するために必要な施策を行います。

また、新規就業者の確保・定着などにより林業を担う人材の確保や育成を図るとともに、県産材の安定供給や製材用から燃料用に至る様々な用途への需要の拡大等必要な施策を行います。

さらに、森林・林業の必要性、重要性の理解を深める普及啓発活動の推進や森林づくりを行う企業団体を支援するなど、県民が森林の有する多面的機能<sup>2</sup>についての理解を深めるとともに県民等が自発的に行う森林の整備や保全に関する活動が促進されるよう必要な施策を行います。

## 【具体的な施策】

- 森林の荒廃を未然に防ぎ多面的機能を確保するため、間伐等による保育<sup>3</sup>や針広混交林<sup>4</sup>等への誘導、林内路網の整備、里山等における森林整備を推進します。
- 森林病害虫について、周囲の自然環境及び生活環境の保全に配慮した防除によりまん延防止を図ります。
- 森林火災に対する予防啓発を図ります。
- 市町村、財産区、林業公社及び（独）森林総合研究所森林農地整備センターとの連携を図り、公的機関による計画的な森林整備に努めます。
- 森林において、開発行為を行うにあたっては、「森林法」の林地開発許可制度や保安林制度等に基づき、環境と調和した土地利用の誘導が図れるよう開発許可制度の適切な運用に努めます。
- 林業担い手の確保・育成のため、就業の促進及び森林や林業に関する知識と技術の普及指導を行うとともに、県民に対して森林や林業についての

<sup>1</sup> 森林整備ボランティア：植林・下刈・除伐・間伐・枝打等を行うボランティアです。

<sup>2</sup> 森林の有する多面的機能：森林は極めて多くの機能を有しており、私たちの生活と深くかかわっています。日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかる農業及び森林の多面的な機能の評価について」では、森林には、生物多様性保全、地球環境保全、土砂災害防止機能・土壤保全機能、水源かん養機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、物質生産機能があるとされています。

<sup>3</sup> 間伐等による保育：健全で活力のある森林にするためには、間伐のほか下刈り、除伐、つる切り等の手入れが必要です。

<sup>4</sup> 針広混交林：針葉樹と広葉樹が混ざった森林のことです。針葉樹と広葉樹が適当に配置されることによって、病虫害被害や山地災害に強い森林をつくることができます。

- 1 学習機会や情報の提供を行います。
- 2 • 森林組合等林業事業体の経営基盤の強化を図ります。
- 3 • 県産材の安定供給体制の整備を図るとともに、利用促進や品質向上による県産材の需要の拡大や栽培きのこ類・木炭等の特用林産物の振興を図ります。
- 4
- 5
- 6 • 県産材など地域の資源を生かした良質な住まいづくりを支援します。
- 7 • 森林とのふれあいの推進や森林整備ボランティア活動の支援等により、
- 8 県民参加による森林（もり）づくり運動を推進します。
- 9 • 県民の理解のもと、一人ひとりが森林を守り育てる意識を持ち、森林環
- 10 境保全に参画する新たな森林（もり）づくりを推進します。
- 11

## 12 【数値目標】

指標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
森林整備面積 <sup>1</sup>	11,071ha	61,000ha以上 (H22～26累計)
森林づくり意識醸成活動の参加者数 <sup>2</sup>	151,497人	155,000人以上

## 13 ② 持続性の高い農業生産方式の普及等

### 14 ア 現状と課題

15 持続性の高い農業生産方式<sup>3</sup>の導入促進の取組みを行っていますが、「環境と共生する農業といえば福島県」というイメージを醸成するためには、地域の有機性資源の循環利用を基礎としたエコファーマー<sup>4</sup>の更なる認定の促進と県内での均衡ある育成に取り組む必要があります。

16 農業・農村が持つ多面的機能の維持・増進を図るため、農地・水・環境を守る地域共同活動や中山間地域等における農業生産活動を支援していますが、農業・農村の過疎化・高齢化による担い手の減少が続いており、農業用施設等の管理不足や耕作放棄地の増加等により農業・農村が持つ多面的機能の低下が危惧されています。

<sup>1</sup> 森林整備面積：民有林内において、植林から下刈り、間伐等の保育に至るまでの森林施業を実施した面積の合計です。

<sup>2</sup> 森林づくり意識醸成活動の参加者数：森林を全ての県民で守り育てる意識を醸成するための活動全般に参加した延べ人数で、国有林内での活動を含みます。

<sup>3</sup> 持続性の高い農業生産方式：生産物の量や品質を確保しながら、将来にわたり農地の生産力を維持・増進する生産方式です。このための技術は、「たい肥等施用技術」、「化学肥料低減技術」、「化学農薬低減技術」からなります。

<sup>4</sup> エコファーマー：たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減を一体的に行う農業生産方式を導入している農業者のうち、「福島県持続性の高い生産方式の導入に関する指針」に基づき県認定を受けた農業者です。

## イ 施策の方向性

農業における環境への負荷を低減し、持続可能な農業の確立を図るため、有機栽培<sup>1</sup>、特別栽培<sup>2</sup>、エコファーマーによる栽培など環境と共生する農業を本県農業の基本として積極的な拡大を図るため必要な施策を行います。

また、農業の生産活動を通じた多面的機能の維持・増進を図るため、多様な主体の参加による農業水利施設<sup>3</sup>等の適正な管理や耕作放棄地<sup>4</sup>の発生防止・解消のための必要な施策を行います。

## **【具体的な施策】**

- 生態系・親水性に配慮した農業生産基盤等の整備を推進します。
- 持続性の高い農業生産方式に取り組む農業者であるエコファーマーを育成します。
- 地域における有機性資源の循環利用を進めるため、推進体制を整備しながら、たい肥化とその流通・利用の促進を図ります。
- 中山間地域等直接支払制度<sup>5</sup>や農地の流動化等により、耕作放棄地の発生の防止と活用の促進を図ります。

## **【数値目標】**

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
エコファーマー数	16,978人	20,000人以上
中山間地域等における地域維持活動を行う面積	16,316ha	17,600ha以上

## **③ 水産資源の適正な保存、管理等**

### ア 現状と課題

漁業者による自主的な資源管理の取組みが行われていますが、水産資源の持続的な利用のための取組みの強化が必要となっています。

また、漁業就業者の減少・高齢化の進行により、漁場環境保全や資源管理の担い手の減少が懸念されています。

<sup>1</sup> **有機栽培**：「化学肥料や化学合成農薬を使用せず、遺伝子組換え技術を利用しない」ことを原則として、農地の生産力を發揮させるとともに環境への負荷をできる限り低減する栽培方法です。

<sup>2</sup> **特別栽培**：化学肥料と化学農薬の使用量を、その地域の慣行の栽培に比べて5割以上削減した栽培方法です。

<sup>3</sup> **農業水利施設**：農業用水を貯めておくダムやため池、川から取水するための堰やポンプ場、さらには、これらの水を田や畑まで引いてくる水路等、農業用水を利用するための施設をいいます。

<sup>4</sup> **耕作放棄地**：農林水産省の統計調査における区分であり、以前耕地であったもので、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地のことです。

<sup>5</sup> **中山間地域等直接支払制度**：中山間地域等における耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保するため、中山間地域等の生産条件が不利な地域において、集落協定等に基づき農業生産活動を5年間以上行う農業者等に対し交付金を交付する制度です。

## イ 施策の方向性

水産資源の適切な保存及び管理を図るため、資源状況の調査や情報提供など資源管理体制の充実、効果向上、資源利用の効率化に必要な施策を行います。

また、漁場環境保全や資源管理の担い手を確保するとともに漁業者への漁場環境保全意識の浸透を図るため、必要な調査や情報提供を行います。

## **【具体的な施策】**

- ・ 漁業生産活動が持続され、水産業が食料供給の役割を担っていけるよう、資源管理体制の充実や資源管理技術の向上により、漁獲サイズの大型化と天然発生の安定化など、効率的な資源の利用を促進します。
- ・ 海の豊かな生産力をを利用して、魚介類を積極的に育てながら計画的に漁獲するため、種苗生産を行う団体の技術向上や運営の強化を図り、効率的な栽培漁業<sup>1</sup>を推進します。
- ・ 河川、湖沼など内水面における魚類資源の増養殖技術の指導や新たな養殖魚種の導入、防疫体制の強化を図り、内水面漁業、養殖業による地域振興を進めます。
- ・ 魅力ある漁業を目指すため、漁獲物の高付加価値化による漁家収入の増加と低コスト化の取組みを推進し、収益性の高い漁業経営への転換を図るとともに、働きやすい就労環境と快適な生活環境の整備に努め、新たな漁業就業者の確保や漁業地域のリーダーの育成を進めます。

## **【数値目標】**

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
資源管理型漁業 <sup>2</sup> の取組数	9種	14種以上
新規沿岸漁業就業者数（沖合底びき網漁業を含む）	12人	20人以上

## **④ 健全な水の循環を保全するための総合的な管理**

### ア 現状と課題

公共用水域<sup>3</sup>や地下水について、水質測定計画に基づき水質汚濁状況を監視するとともに、「福島県生活環境の保全等に関する条例」等に基づき工場・事業場に対して立入検査を実施し、排水基準の遵守状況等を監視・指導しています

<sup>1</sup> **栽培漁業**：卵から稚魚の時期を育成し、これを天然の水域へ放流して水産資源の持続的な利用を図る漁業のことです。

<sup>2</sup> **資源管理型漁業**：資源の状況に応じ、漁獲可能な魚の大きさや量、漁期、漁具、漁法等を制限することにより、資源の有効利用を図り、漁業経営の安定化を目指す漁業のことです。

<sup>3</sup> **公共用水域**：水質汚濁防止法において定義されている、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域や水路（下水道を除く）をいいます。

が、公共用水域の水質環境基準を達成するため、工場・事業場等の水質汚濁源に対する対策と併せて、生活排水による汚濁の低減対策をさらに推進する必要があります。

水の効率的な利用により環境への負荷の低減を図るだけではなく降雨時における浸水被害の低減にも資するため、浄化槽の貯水タンクへの転用による雨水の貯留や雨水浸透枠<sup>1</sup>の設置を促進するとともに、街路事業において透水性舗装による歩道整備を進めており、引き続き環境への負荷を低減するための施設整備を促進する必要があります。

「うつくしま『水との共生』プラン<sup>2</sup>」（平成18年7月）の推進モデルとして、夏井川流域の活動団体や関係機関の協力により「夏井川流域行動計画」を策定し、また、広瀬川流域においては環境保全について情報交換等を行うため地域の活動団体等によるネットワークを構築しましたが、県内各流域の健全な水循環を継承するために、各流域の活動団体等が行う取組み及び連携、関係機関相互の情報の共有等を一層促進することが求められています。

## イ 施策の方向性

本県の豊かな水環境を保全して健全な水循環を将来に継承し、水と人の良好な関係を築いていくために、理念や将来像を明確にしながら、产学研官の参加と連携の下、総合的・重点的に実施していくための「うつくしま『水との共生』プラン」（平成18年7月）を策定しています。また、水利用と水環境が調和した総合的な施策展開による持続可能な水循環社会の形成を目指して「うつくしま水プラン<sup>3</sup>」（平成13年3月）を策定しています。

併せて、水環境保全施策を総合的かつ計画的に展開していくための基本の方針等を示す「福島県水環境基本計画<sup>4</sup>」を策定（平成23年〇月）しています。

さらに、「ふくしまの美しい水環境整備構想<sup>5</sup>」（平成22年7月）に基づき、市町村と連携して生活排水等の処理施設の整備を促進するとともに、その他必要な施策を行います。

水の効率的な利用により環境への負荷低減や水害を防ぐ保水機能を確保するため、雨水の貯留又は浸透のための施設の整備を促進するために必要な施策を

<sup>1</sup> 雨水浸透枠：建物からの雨水を地中に浸透させることにより、雨水の河川などへの流出を減少させるとともに、地下水のかん養を図ることを目的として浸透性のコンクリート等で成型した雨水枠のことです。

<sup>2</sup> うつくしま「水との共生」プラン：水と人との良好な関係を取り戻し、健全な水循環を将来に継承するため、「水にふれ、水に学び、水とともに生きる」を理念として、产学研官の幅広い連携のもと、総合的・重点的に実施していく施策の方向を示した計画です。

<sup>3</sup> 福島県水資源総合計画（うつくしま水プラン）：県の水資源行政の基本方向を明らかにし、「持続可能な水循環社会の形成」を基本目標に、21世紀においても豊かで清らかな水に恵まれた潤いのある生活ができる「美しいふくしま」を創造することを目指す計画です。

<sup>4</sup> 福島県水環境保全基本計画：県内の水環境について総合的かつ計画的に水環境保全施策を展開していく上での基本の方針を示す計画です。

<sup>5</sup> ふくしまの美しい水環境整備構想：生活環境の改善や公共用水域の水質保全などを図るため、下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽などの役割分担により、汚水処理施設の整備を推進する方針を定めた計画です。

行います。

また、様々な主体の相互交流活動の支援、団体や人材等の情報提供に努めるなど、上下流や地域、流域間の連携・交流を促進するため必要な施策を行います。

## 【具体的な施策】

- 本県の健全な水循環を将来に継承するため、産学民官連携の下、各種施策を総合的に推進します。
- 公共用水域や地下水の水質汚濁の改善を図るため、工場・事業場等の水質汚濁源に対する対策と併せて、生活排水による汚濁の低減対策をさらに推進します。
- 下水道、農業集落排水処理施設<sup>1</sup>、合併処理浄化槽<sup>2</sup>等の汚水処理施設の整備については、近年の人口減少や厳しい地方財政等の社会経済情勢等の変化に的確に対応するため、各汚水処理施設の特性を踏まえ、地域の実情に応じたより効率的な手法を選択して整備の促進を図ります。
- 湖沼などの閉鎖性水域<sup>3</sup>の水質改善を図るために、窒素やりんなどを除去する必要のある流域においては、高度処理型の浄化槽や下水道終末処理施設等の整備や適切な維持管理の促進を図ります。
- 水環境にやさしい農業に取り組むエコファーマーの育成を図ります。
- 気候変動による局所的な集中豪雨が多発傾向にあるため、調整池や不要となった浄化槽等の既存の施設の活用や雨水の浸透により水害を防ぐ保水機能を確保し、洪水被害を最小限に抑えます。
- 雨水や下水処理水等の散水用水への活用など、中水利用<sup>4</sup>を促進します。
- 上下流の地域住民の交流や、流域協議会等の水環境保全団体の活動を促進します。

<sup>1</sup> 農業集落排水処理施設：農業用排水の水質保全と農村地域の生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質の保全に寄与することを目的として、原則として農業振興地域における、し尿、生活雑排水などの汚水を処理するため、整備が進められています。

<sup>2</sup> 合併処理浄化槽：微生物などの働きを利用して、し尿と併せて、台所、風呂場等から生じる生活雑排水を浄化する施設です。河川等の水質汚濁の防止に有効な施設であることから、下水道等が整備されていない地域において、その普及が図られています。

<sup>3</sup> 閉鎖性水域：外部との水の交換が少ない湖沼、内湾、内海などをいいます。閉鎖性水域では、水の滞留時間が長く、流入してくる富栄養化の原因となる窒素、りん等の汚濁物質が外部に流出しにくいため、アオコや赤潮等の発生による水質汚濁が進みやすい性質があります。

<sup>4</sup> 中水利用：水道水を使い終わった後にそのまま下水道に流すのではなく、処理して再利用することです。水質や使い方が上水と下水の真ん中にあることから「中水」と呼ばれており、水洗トイレ用水、洗車用水などに利用される。雨水をトイレ用水などに用いる場合も中水利用と呼ばれます。

1

## 【数値目標】

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
水質環境基準達成率(河川・湖沼・海域のBOD <sup>1</sup> ・COD <sup>2</sup> )	90.9%	100%
汚水処理人口普及率 <sup>3</sup>	73.1%	80%以上
上下流連携による源流域保全活動事例数	41件	60件

2

### ⑤ 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全

#### ア 現状と課題

「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」に基づいて、水環境の保全に向けて取り組んでいますが、猪苗代湖においては、湖水の中性化の進行に伴い自然浄化機能が低下しつつあり、水質の悪化が懸念されています。また、裏磐梯湖沼の一部の湖沼においては、COD値が近年上昇する傾向が見られ、水質の悪化が懸念されています。このため、「猪苗代湖水質保全対策検討委員会」での検討結果を踏まえて改訂した「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画<sup>4</sup>」（平成23年〇月）に基づき、汚濁負荷削減のための総合的な施策を県民、事業者、団体等と連携して実践していく必要があります。

#### イ 施策の方向性

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼は、豊かな自然に恵まれた良好な水環境を有し、その自然環境は県民のみならず国民共有の財産といえます。また、その恵みの下、人々はこの地域の特性を生かした固有の伝統や文化を創り出してきただけでなく、県内外から訪れる人々に潤いとやすらぎを与えてくれるなど、その恩恵は計りしきれません。このことから、このかけがえのない良好な水環境の悪化を未然に防止し、美しいまま将来の世代へ引き継いでいくことが重要です。

このため、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼が豊かな自然環境に恵まれた貴重な水資源であることに考慮して、「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」（平成23年〇月）に基づき、汚濁負荷削減のための総合的な施策を県民、事業者、団体等と連携して一層推進するなど、健全な水の循環が保全されるよう必要な

<sup>1</sup> BOD : Biochemical Oxygen Demand (生物化学的酸素要求量) の略で、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁の程度を示す代表的な指標です。魚類の生息可能な数値は5 mg/l 以下といわれています。

<sup>2</sup> COD : Chemical Oxygen Demand (化学的酸素要求量) の略で、水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁の程度を示す代表的な指標です。

<sup>3</sup> 汚水処理人口普及率 : 下水道、農業集落排水処理施設の供用開始区域内人口と、合併処理浄化槽等による処理人口の合計人口の総人口に対する割合のことです。

<sup>4</sup> 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画 : 「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」に基づき、水環境保全目標である「次代に残そう紺碧の猪苗代湖、清らかな青い湖 裏磐梯」の達成に向けた計画です。

1 施策を行います。

### 3 【具体的な施策】

- 4 「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」に基  
5 づき、各種規制措置などの水質汚濁防止対策を推進します。
- 6 湖沼の富栄養化を防止するため、窒素及びりんを除去する高度処理の下  
7 水道、農業集落排水処理施設及び窒素・りん除去型浄化槽<sup>1</sup>の計画的な整備  
8 の促進に努めます。
- 9 水生植物群落のうち良好な水環境を保全することが特に必要な区域とし  
10 て指定した水環境保全区域の保全対策を推進します。
- 11 水環境にやさしい農業に取り組むエコファーマーの育成を図ります。
- 12 県民、地域住民及び事業者、市町村等と連携・協力した県民参加による  
13 ヨシ刈り等水環境保全活動を推進します。

### 15 【数値目標】

指標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
猪苗代湖のC O D値	1. 0mg/1	0. 5mg/1以下

## 16 ⑥ 野生動植物の保護

### 17 ア 現状と課題

18 県民ボランティアとの協働や特定鳥獣保護管理計画の策定等により野生動植物との共生を図っていますが、開発行為等による環境の変化や外来生物の増加等により野生動植物の生息・生育環境が脅かされています。また、野生鳥獣の生息環境等の変化により農業被害や人的被害が増加しています。このため、今後は生物多様性基本法に定める地域戦略である「ふくしま生物多様性推進計画<sup>2</sup>」（平成23年〇月）に基づき、野生動植物が生息・生育する豊かな自然環境を保全するとともに、人間とのあつれきが生じている野生鳥獣等については、その保護管理のための施策を継続して行っていく必要があります。

<sup>1</sup> 窒素・りん除去型浄化槽：通常の合併処理浄化槽（処理能力がB O D 2 0 mg/1）よりB O Dや窒素、りんの除去能力が高い合併処理浄化槽です。（し尿をくみ取り処理し生活雑排水を未処理で放流する場合よりも排出汚濁負荷量を低減できる窒素・りん除去型浄化槽は、処理能力がB O D 1 0 mg/1以下、総窒素1 0 mg/1以下、総りん1 mg/1以下のものです。）

<sup>2</sup> ふくしま生物多様性推進計画：「生物多様性基本法」に基づき、生物多様性の保全と持続的な利用に関わる、県の基本的な施策の目標と取組みの方向性についてまとめた計画です。

## イ 施策の方向性

「ふくしま生物多様性推進計画」（平成23年〇月）に基づき、生物多様性の保全とその恵みを将来の世代に継承していく仕組みづくりその他必要な施策を行います。

## **【具体的な施策】**

- ・ 絶滅のおそれのある野生動植物を保護するため、その生息・生育状況等の継続的な調査を行い、必要な施策を行います。
- ・ 野生動植物保護サポーター<sup>1</sup>制度の充実等による希少野生動植物の保護監視体制の整備・充実を図ります。
- ・ ツキノワグマ、ニホンザル等人間とのあづれきを生じている野生動物については、生息状況等の調査を行い保護管理のための対策を検討します。
- ・ 保護された傷病鳥獣については、福島県鳥獣保護センターにおいて治療等を行い、治癒後にはリハビリ等を経て、野生復帰を行います。
- ・ 外来生物による野生動植物への影響を回避するための対策について検討します。
- ・ 狩猟者などの野生鳥獣の保護管理の担い手の育成を図ります。
- ・ 野生動植物に関する教育、学習機会の充実や広報活動の実施等普及啓発を推進します。
- ・ 地域の生物多様性を保全するため、県民参加による調査・保全活動の推進を図ります。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザの発生を早期に発見し迅速に対応できるよう、野鳥のサーベイランス（調査）を行います。

## **【数値目標】**

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
野生動植物保護サポーター登録者数	99人	140人以上

## **⑦ 緑化の推進及び緑地の保全**

### ア 現状と課題

本県の豊かな緑を将来にわたり保全するため、緑化の啓発と緑化技術の普及活動を推進し、県民による自発的な緑化活動を促進する必要があります。

<sup>1</sup> 野生動植物保護サポーター：野生動植物の保護に関する意識の高揚を図るため、地域の野生動植物の生息・生育状況などについて県へ情報提供する等の活動をするボランティアとして登録された方々です。

1           イ 施策の方向性

2           樹木などの緑は、潤いのある生活空間の形成、大気の浄化、地球温暖化防止  
3           や生物の多様性の保全等多くの機能を持つことから、緑化技術の普及推進など  
4           により、緑化を推進するとともに緑地を保全するために必要な施策を行います。

6           【具体的な施策】

- 7           ・ 緑の少年団<sup>1</sup>活動の支援、植樹祭・育樹祭等緑化イベントの活動支援など  
8           緑化運動を推進します。
- 9           ・ 緑の文化財<sup>2</sup>等貴重な緑の保護・保全活動を支援します。
- 10          ・ 都市内において、自然とのふれあいの場の創出や野生生物の生息環境の  
11          確保等を図るため都市公園を整備します。
- 12          ・ 都市内の良好な緑地を風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区とし  
13          て指定します。
- 14          ・ 市街地の道路整備において、街路樹等の植栽を推進します。

16          【数値目標】

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
一人当たりの都市公園面積 <sup>3</sup>	12.43m <sup>2</sup> /人	12.50m <sup>2</sup> /人以上

17          ⑧ 自然再生の推進

19          ア 現状と課題

20          ボランティア等が主体となった植生復元等の取組みを行っていますが、こう  
21          した県民参画型の自然再生に向けた活動が持続的、広域的に展開されるためには、意欲的に活動する団体や人材の育成支援を行う必要があります。

24          イ 施策の方向性

25          過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すため、学校教育や社会  
26          教育などの場で自然環境の保全等に関する意識を高めるための普及啓発活動を行  
27          うことにより自然再生活動につなげていくことを始め、自然環境を保全し、  
28          再生し、若しくは創出し、またはその状態を維持管理するなど必要な施策を行  
29          います。

1 緑の少年団：次代を担う子ども達が、緑を愛し、守る心を育むことを目的に、森林での学習活動、地域の社会奉仕活動等のレクリエーション活動をそれぞれの地域で展開している主に小学生により組織された自主的な団体です。

2 緑の文化財：正式名称「福島県緑の文化財」で、県民に親しまれ愛されてきた名木や鎮守の森等の緑の財産を知事が登録するものです。

3 一人当たりの都市公園面積：都市公園の合計面積を都市計画区域内人口で除したものです。

## 【具体的な施策】

- 生態系の保全の観点からの詳細調査、植生の復元方法や野生動植物の生息、生育環境の再生手法等、自然再生に係る調査を実施します。
- 植生の復元、野生動植物の生息・生育環境の改善等自然再生を図るための事業を実施します。
- それぞれの河川・沿岸域が本来有している環境の保全や再生、水辺の自然観察等の利活用を支援するため、環境や魚類等の生態系に配慮した河川・沿岸域の整備・管理を行います。
- 河川維持流量の確保が困難な高柴ダムにおいては、水位を弾力的に運用し、異常渇水時などに河川流量が不足することで発生する、魚道機能の不全、水質の悪化、河川景観の悪化などに対して、河川環境保全を図ります。

## 【数値目標】

指標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
水と親しめるふくしまの川づくり 箇所数	68か所	73か所

## ⑨ 県の工事等における健全な自然循環への配慮

### ア 現状と課題

環境性能診断<sup>1</sup>による環境負荷の少ない建築の推進、地域住民や自然保護団体などの理解を得ながら動植物への影響が少なくなるような河川・道路の整備を進めており、引き続き自然循環が健全な状態に保全できるよう、調査設計段階における工夫や工事施工時の配慮に取り組んでいく必要があります。

### イ 施策の方向性

土地の形状の変更、建築物・工作物の新設等の工事の実施にあたっては、環境への負荷が少ない工法を採用するとともに地域住民や自然保護団体等の理解を得ながら計画することにより、自然循環が健全な状態に保全されるよう配慮します。

また、豊かな自然の保全と環境への負荷を可能な限り少なくするため、地域の植生に配慮した法面緑化など動植物・生態系などの自然環境に配慮した道路整備を進めます。

<sup>1</sup> 環境性能診断：施設の環境負荷低減に向け、建築関係職員が施設管理者に対して運用改善と改修工事の両面からCO<sub>2</sub>と光熱水費等の削減手法を提案し、改善・改修のための技術支援や効果の検証を行うものです。

## 【具体的な施策】

- ・ 環境影響評価<sup>1</sup>法の改正状況等を踏まえ、計画策定期段階における影響評価手法である戦略的環境アセスメント<sup>2</sup>の調査・研究を行い、福島県環境影響評価条例対象事業への導入について検討します。
- ・ 自然公園等の良好な自然環境を有する地域において、地域の地形や自然環境を踏まえた路線選定を行うとともに、けもの道の確保等生態系全般との共生を図る道路（エコロード<sup>3</sup>）整備を推進します。
- ・ 既存県有建築物については、環境性能診断を実施し、建築物から排出されるCO<sub>2</sub>排出量の削減に取り組みます。

## 【数値目標】

指標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
県有建築物の環境性能診断実施数	70施設	136施設

<sup>1</sup> 環境影響評価：大規模開発事業などの環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業の実施に際し、その事業が環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価をし、その結果に基づいて事業の内容を見直したり、環境保全対策を講じようとするもので、環境の悪化を未然に防止するための制度です。

<sup>2</sup> 戰略的環境アセスメント：個別の事業の計画・実施に枠組みを与える政策段階、計画段階等早い段階の意思決定を対象にした環境アセスメントをいいます。

<sup>3</sup> エコロード：人と自然が共生できるよう周辺の野生生物を中心に生態系全体との調和を考慮して造られた道路です。

## （2）適正な資源循環の確保等

### ～地域循環システムが形成された社会を目指して～

従来の大量生産、大量消費及び大量廃棄型の経済社会システムは、自然界から多くの資源を獲得するとともに多くの廃棄物を排出し、自然界に大きな負荷を与え、地球環境を損なってきました。自然環境の悪化や天然資源の枯渇、また化石燃料の消費による地球温暖化は、人類やその他多くの生物の生存そのものに関わる大きな問題となってきています。

本県では、省資源・省エネルギー等の環境保全活動を県民運動として展開するとともに、再生可能エネルギーの導入や3Rの推進、バイオマス<sup>1</sup>の利活用等を図り、適正な資源循環の確保等に取り組んできました。

世界的には資源の需給ひつ迫が生じていることから、省資源化を進めていくことが不可欠であるとともに、廃棄物の不法投棄、地下水や土壤の汚染などの環境問題に引き続き取り組む必要があります。

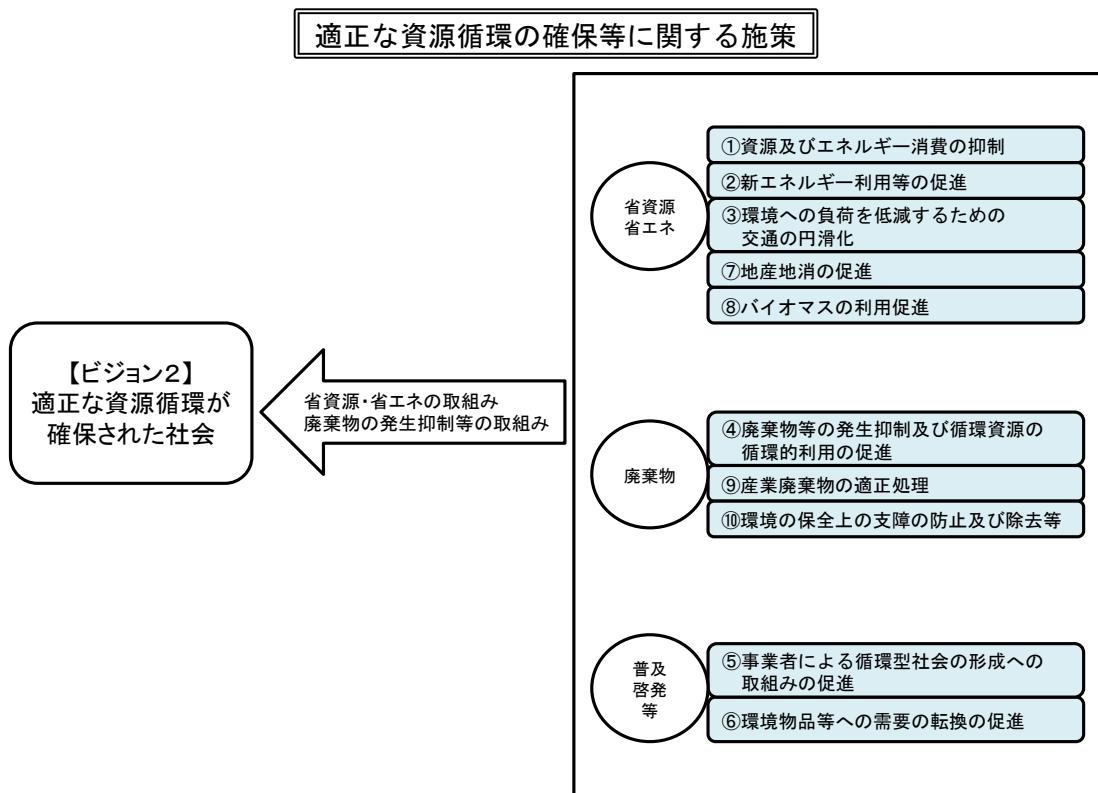
自然界に大きな負荷を与える前に適正な資源循環を確保するためには、化石燃料等の資源やエネルギーの消費抑制を図るとともに、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの利用を促進することが、低炭素社会への転換の面からも重要であり、また、廃棄物の発生抑制やリサイクルを促進し、利用後の処分の適正化をより一層図る必要があります。さらに、輸送エネルギーの低減や地域における資源循環を促進するためには、地産地消<sup>2</sup>やバイオマスの利活用を促進するなど、地域の特性や資源の性質に応じて最適な規模での地域循環が形成されることが重要です。そのため、次の施策に取り組みます。

なお、前回計画策定時と同様に実施した物質フロー<sup>3</sup>調査によれば、循環利用率や最終処分率は改善傾向にありますが、引き続き循環型社会の形成に向けた一層の取組みが求められています。（巻末資料「福島県における物質フローの概要」参照）

<sup>1</sup> バイオマス：石油などの化石資源を除いた有機性資源（例：木材やわら・もみがら、家畜排せつ物や生ごみなど）で、CO<sub>2</sub>を吸収して成長した植物等に由来しており、焼却等しても吸収分以上のCO<sub>2</sub>が発生しないことから、これらの焼却などで発生する二酸化炭素は、二酸化炭素排出量の計算上、排出しなかったものとして扱われます。

<sup>2</sup> 地産地消：地域で生産された農林水産物等をその地域で消費することです。

<sup>3</sup> 物質フロー：物質フロー会計ともいう。区域及び期間を区切って、当該区域への物質の総投入量、区域内での物質の流れ、区域外での物質の総排出量を集計したものです。資源生産性等の指標を算定する基礎となります。本計画では、県という区域で集計していますが、国や企業等を単位として集計することが可能です。



1

2

### ① 資源及びエネルギー消費の抑制

#### ア 現状と課題

地球温暖化防止に向けた県民運動等により、省資源及び省エネルギーの意識は高まっていますが、温室効果ガス<sup>1</sup>の排出量は依然として高く、家庭や事業所等での伸びが大きいことなどから、実効性のある対策が必要となっています。

#### イ 施策の方向性

「福島県地球温暖化対策推進計画」（平成23年〇月）に基づき、資源及びエネルギーの消費の抑制の促進、温室効果ガスの排出抑制の推進のため、事業所や家庭における消費抑制の取組みや資源の循環利用について、より一層の普及啓発その他必要な施策を行います。

<sup>1</sup> 温室効果ガス：太陽から放射されるエネルギーの一部は、地球の表面で熱（赤外線）として反射されますが、大気中の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）などのガスは、その熱を吸収して地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。単位質量あたりの地球温暖化に対する影響力はガスの種類によって異なり、CO<sub>2</sub>に比べてCH<sub>4</sub>は21倍、N<sub>2</sub>Oは310倍となっています。

1           【具体的な施策】

- 2           ・ 福島議定書<sup>1</sup>や環境家計簿<sup>2</sup>の取組みにより、家庭や学校、事業所における  
3           節電や節水などの省資源・省エネルギーの実践活動を促進します。
- 4           ・ 県民、民間団体、事業者及び行政等、あらゆる主体が共通認識のもとに  
5           取り組む地球温暖化防止等の環境保全活動を、「地球にやさしい“ふくしま”県民会議<sup>3</sup>」と連携しながら県民運動として積極的に推進します。
- 6           ・ エコドライブ<sup>4</sup>の取組みにより、家庭や事業所等における省資源・省エネ  
7           ルギーの取組みを促進します。
- 8           ・ 低公害車<sup>5</sup>等の環境負荷の少ない自動車の普及促進を図ります。
- 9           ・ 長寿命で、省エネルギー基準を満たす住宅建設や住宅リフォームの促進  
10          により、廃棄物の削減、省エネルギー対策を行います。
- 11          ・ 「ふくしまエコオフィス実践計画<sup>6</sup>」（平成22年3月）に基づき、一事業者、一消費者として、県における省資源・省エネルギーの取組みを推進します。
- 12          ・ 「福島県ESCO<sup>7</sup>推進プラン」（平成20年2月）に基づき、県自らも率先して、県有施設へのESCO事業の活用等による省エネルギー対策を行います。
- 13          ・ 県有建築物の計画・設計の段階から、環境負荷低減に配慮した断熱性の高い工法やリサイクル可能な資材等の採用、空調・換気設備におけるエネルギーの効率的利用等、省資源・省エネルギー対策を行います。
- 14          ・ 環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援するため、環境保全施設の整備等に必要な資金の融資をあっせんし、事業所等での省エネルギーを促進します。

1 福島議定書：学校・事業所が、二酸化炭素排出量の削減目標を定め、節電、節水、ごみ減量化などに取り組むことを知事と約束するものです。

2 環境家計簿：電気・ガスの使用量やごみの排出量などから、各家庭におけるCO<sub>2</sub>排出量を算出し、どれだけ家庭生活においてCO<sub>2</sub>を排出し、地球温暖化を進めているかを認識してもらうための家計簿です。例えば、ある家庭で1ヶ月に電気を300kWh使用したとすると、環境家計簿では、二酸化炭素を168kg排出したと計算されます。

3 地球にやさしい“ふくしま”県民会議：県民、民間団体、事業者及び行政等、あらゆる主体が共通認識のもと、地球温暖化防止に向けた取組みなどの環境保全活動を県民運動として積極的に推進するためには設立されました。

4 エコドライブ：自動車を運転する人が運行方法を改善することにより燃費を改善することです。運転方法の工夫（発進時のふんわりアクセル、定速走行、エンジンブレーキの活用）や日常の心構え（タイヤの空気圧のチェック、不用な荷物を降ろす、エアコンのこまめな調整、不要なアイドリングをやめる）により、燃費を良くすることができます。

5 低公害車：天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、メタノール自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車のいずれかに該当する自動車のことです。

6 ふくしまエコオフィス実践計画：「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、県の事業者としての温室効果ガス排出量の削減等のための率先実行計画です。

7 ESCO：エスコ事業（Energy Service Company の略）とは、ビルや工場などの省エネルギー化に必要な技術、設備、人材、資金などの全てを、エスコ事業者が包括的に提供するものです。

## 【数値目標】

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
温室効果ガス排出量 (H2年度比)	99.0% (森林吸収等含む) (H20年度)	※1
温室効果ガス排出量（事業者としての福島県）(H20年度比)	100% ※2 (H20年度)	95.0%
「福島議定書」事業参加団体数	学校 774 事業所 1,922	モニタリング指標 (増加を目指す)
クリーンエネルギー自動車 <sup>1</sup> の普及台数	16,574台	20,000台以上

2

※1 「福島県地球温暖化対策推進計画」は改定作業中。

3

※2 「ふくしまエコオフィス実践計画」における基準年度

4

5

## ② 再生可能エネルギー利用等の促進

6

### ア 現状と課題

7

8

9

10

再生可能エネルギーの普及拡大については、県民等への普及啓発及び導入支援等により一定の成果が上がっていますが、更なる利用促進のため、引き続き普及啓発に取り組むとともに、地球温暖化対策に関する国の動向等を踏まえながら、再生可能エネルギーのより効果的な活用方策を検討する必要があります。

11

12

### イ 施策の方向性

13

14

再生可能エネルギー利用等の促進を図るため、導入支援や普及啓発その他必要な施策を行います。

15

16

## 【具体的な施策】

17

18

19

20

21

22

23

- ・ 県自ら、再生可能エネルギーの導入やグリーン電力証書等のクレジット（環境価値）の活用に努めます。
- ・ 再生可能エネルギーに関する情報発信を行うとともに、環境・エネルギー全般について、専門知識を有する人材を配置した相談窓口の整備をります。
- ・ 市町村やN P O等民間団体の再生可能エネルギーの導入や利用の取組みに対する支援を行うほか、導入コストの負担軽減に向けたファンド創設に

<sup>1</sup> クリーンエネルギー自動車：天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、メタノール自動車です。

1 関する研究を行います。

2

3

### 【数値目標】

指標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
再生可能エネルギー導入量 (原油換算)	1,924,379k1	2,030,202k1以上

4

### ③ 環境への負荷を低減するための交通の円滑化

#### ア 現状と課題

7 道路の改築や交差点の改良により交通渋滞の緩和や通過時間の短縮を図るとともに、公共交通機関の維持確保や利用促進等により交通の円滑化を進めていますが、車社会の進展、少子化等の影響により公共交通機関利用者は減少傾向にあるため、公共交通機関の利用を働きかけるなど、引き続き交通渋滞等に伴うエネルギー消費の抑制や温室効果ガスの排出抑制を図る必要があります。

12

#### イ 施策の方向性

14 交通渋滞等に伴うエネルギーの消費は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの増加にもつながることから、エネルギーの消費を抑制し環境への負荷を低減するため、道路の改築その他交通の円滑化のために必要な施策を行います。

17

#### 【具体的な施策】

- 19 交通渋滞の緩和、解消を図るため、バイパス、交差点改良等の整備を推進します。
- 21 公共交通機関の利用促進のため、関係機関・団体と連携して「バス・鉄道利用促進デー」を広く県民に周知し、利用を働き掛けます。
- 23 県民が市街地のみならず郊外部や山間部においても安全・安心・快適に過ごせるよう、これまでの「車」中心のまちづくりから「人」中心のまちづくりへ転換し、過度に車に依存しない社会の実現に向けて、関係機関と連携して環境負荷の少ない新しい交通システム構築の研究を進めます。
- 25 マイカー通勤による渋滞の解消やCO<sub>2</sub>の排出削減などを図るため、工業団地や企業をモデルとして、通勤手段をマイカーから公共交通機関等に転換するための取組みを推進します。
- 27 物流拠点としての本県港湾の利便性向上等により、環境負荷の少ないモーダルシフト<sup>1</sup>を促進します。

---

<sup>1</sup> モーダルシフト：トラックから鉄道・海運等環境負荷の小さい輸送手段に貨物輸送を転換することです。

1

## 【数値目標】

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
渋滞対策実施箇所数	—	6 箇所

2

### ④ 廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的利用の促進

3

#### ア 現状と課題

4

5 一般廃棄物<sup>1</sup>の減量化については、これまでの取組みにより、県内のごみ排出量及び1人1日当たりのごみ排出量は平成17年度以降減少してきたことで一定の成果は認められますが、平成20年度にはごみの1人1日当たりの排出量が全国平均を初めて上回りました。また、リサイクル率が全国平均を下回っている現状にあることから、今後ともごみ減量化等の取組みを強化する必要があります。

6

7

8

9

10

11 また、産業廃棄物<sup>2</sup>についても、排出抑制等の取組みを行っていますが、排出量は依然として高い水準で推移していることから、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルをより一層進める必要があります。

12

13

14 循環資源を利用して製品化された優良な製品の認定及び当該製品の利用については、着実に増加しており一定の成果を得ていますが、引き続き製品の更なる利用拡大が必要となっています。

15

16

17

#### イ 施策の方向性

18 「福島県廃棄物処理計画」（平成23年〇月）及び「福島県分別収集促進計画」（平成23年〇月）に基づき、県民及び市町村等が連携して行う廃棄物等の発生抑制や発生した廃棄物等の適切な再使用、リサイクル製品の利用等を一層促進するため、情報の提供等必要な施策を行います。

19

20

21

22

23 また、循環資源を利用して製造された優良な製品の認定と製品の充実化を図るとともに、製品の利用拡大に向けた製品の普及促進等に努めます。

24

25

#### 【具体的な施策】

- 26 県民に対して、排出者責任<sup>3</sup>や廃棄物処理についての理解を深めるため、正しい知識の普及啓発に努めます。
- 27 買い物段階でのごみの発生抑制のため、市町村、小売店等と連携し、マイバッグ・マイバスケットの取組みや過剰包装防止の取組みを促進します。
- 28 物を修理して長期間使用する取組みを推進します。

1 一般廃棄物：産業廃棄物以外のごみ、主に家庭から排出される廃棄物が一般廃棄物です。

2 産業廃棄物：事業活動にともなって生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類が産業廃棄物です。

3 排出者責任：廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクルや処理に関する責任を負うべきとの考え方です。

- 1     ・ 「食べ物を大切にする」という意識醸成や生ごみの水切りの徹底など生  
2     ごみの減量化の取組みの普及・啓発を図ります。また、地域ぐるみでの生  
3     ごみの堆肥化の取組みが広まるよう情報交換を促進します。
- 4     ・ 廃棄物（ごみ）ゼロを目指した取組みを促進するなど、ゼロエミッショ  
5     ン<sup>1</sup>の実現に向けた取組みを推進します。
- 6     ・ 集団回収を促進し、リユースやリサイクルを推進します。
- 7     ・ 農業用使用済プラスチックの適正処理とリサイクルを推進します。また、  
8     長期展張性フィルム<sup>2</sup>等の導入による排出の抑制に努めます。
- 9     ・ 下水汚泥の減量化やリサイクルを推進します。
- 10    ・ 容器包装リサイクル法<sup>3</sup>に基づく再商品化を促進するため、標準的な分別  
11    収集方法の普及等、市町村への助言を行うことにより分別収集の促進を図  
12    ります。
- 13    ・ 家電リサイクル法<sup>4</sup>に基づき、家電製品の収集、運搬、再商品化の推進等  
14    家電リサイクルを推進します。
- 15    ・ 資源有効利用促進法<sup>5</sup>及び建設リサイクル法<sup>6</sup>に基づき、建設副産物の発生  
16    抑制、再資源化等建設リサイクルを推進します。
- 17    ・ 食品リサイクル法<sup>7</sup>に基づき、食品廃棄物等の発生抑制、再生利用、減量  
18    等食品リサイクルを推進します。
- 19    ・ 自動車リサイクル法<sup>8</sup>に基づき、使用済自動車に係る廃棄物の減量、再資  
20    源化の推進等自動車リサイクルを推進します。
- 21    ・ 地球温暖化対策のため、ごみの焼却処理について、ごみ発電等の導入等  
22    余熱利用の促進を図ります。
- 23    ・ 事業者等が新たな処理施設の設置や既存の処理施設の改修等を行うにあ  
24    たっては、熱回収可能な施設等、低炭素社会への対応を考慮したものとす

---

1 ゼロエミッション：産業活動から排出される廃棄物などすべてを、ほかの産業の資源として活用し、全体として廃棄物を出さない生産のあり方を目指す構想、考え方です。

2 長期展張性フィルム：数年間にわたり、使用できるように開発された農業用フィルムで、強度が強く耐候性にすぐれているなどの特徴を活かし、廃棄物の減量及び張替労力の低減等が期待できます。

3 容器包装リサイクル法：容器包装廃棄物の減量化と再商品化を目的として、消費者は分別排出し、市町村は分別収集し、事業者は再商品化費用を負担することを義務付けた法律です。平成7年6月に制定され、平成12年4月に完全施行されました。

4 家電リサイクル法：家庭で不用となったテレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫の家電4品目について、家電メーカーに引取りとリサイクルを、小売業者に回収とメーカーへの引き渡しを、消費者にその費用負担を、という各々の役割分担を義務付けた法律です。平成10年6月に制定され、平成13年4月に完全施行されました。

5 資源有効利用促進法：資源の有効利用を促進するため、リサイクルの強化や廃棄物の発生抑制、再使用の促進を定めた法律です。「再生資源利用促進法」を抜本的に改正し、名称を改め、平成12年5月に制定され、平成13年4月に施行されました。

6 建設リサイクル法：資源の有効利用や廃棄物の適正処理を推進するため、建設廃棄物のうち、コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材の分別・リサイクルなどを定めた法律です。平成12年5月に制定され、平成14年5月に完全施行されました。

7 食品リサイクル法：食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残し等の「食品廃棄物」を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者等に食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律です。平成12年6月に制定され、平成13年5月に完全施行されました。

8 自動車リサイクル法：使用済み自動車から出る部品等を回収してリサイクルしたり適正に処分することを自動車メーカー等に義務付ける法律です。平成14年7月に制定され、平成17年1月に完全施行されました。

1 るよう促進します。

- 2
- 3
- 4
- 5
- ・ 産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの推進を目的とした施設整備や再利用技術の開発等に対して支援します。
  - ・ うつくしま、エコ・リサイクル製品<sup>1</sup>の認定や、県による優先的な利用及び普及促進を図ります。
- 6

7

### 【数値目標】

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
一般廃棄物の県民1人1日当たり排出量 <sup>2</sup>	1,036g／人・日 (H20年度)	926g／人・日
一般廃棄物のリサイクル率	15.5% (H20年度)	24.5%
一般廃棄物の1日当たりの最終処分量	268トン／日 (H20年度)	200トン／日
産業廃棄物の排出量 (1年間に県内で排出された産業廃棄物)	8,344千トン／年 (H20年度)	8,311千トン／年
産業廃棄物減量化・再生利用率	91% (H20年度)	91%
農業用使用済プラスチックの組織的回収率 <sup>3</sup>	71.8%	100%
建設副産物リサイクル率(アスファルト塊・コンクリート塊)	100%	100%
うつくしま、エコ・リサイクル製品認定数(累計)	55製品	100製品

<sup>1</sup> うつくしま、エコ・リサイクル製品：県内に事業所を有する方が、主として県内で発生した廃棄物等を利用して県内の事業所等で製造した優良な製品を県が認定するものです。

<sup>2</sup> 一般廃棄物の県民1人1日当たり排出量：家庭等から排出されるごみ(一般廃棄物)の排出量を1人1日当たりに換算した数値です。

<sup>3</sup> 農業用使用済プラスチックの組織的回収率：農業用使用済プラスチック年間排出量に占める、市町村・JA等が主体となって組織的に農業者から回収した農業用使用済プラスチックの量の割合です。

1           ⑤ 事業者による循環型社会の形成への取組みの促進

2           ア 現状と課題

3           事業者による循環型社会の形成への取組みを促進するため、環境マネジメントシステム<sup>1</sup>の説明会やリサイクル技術等を習得するための研修会の開催等により情報の提供を行っていますが、引き続き建設産業、食品関連産業、各種製造業等、あらゆる産業の分野における廃棄物の発生抑制・リサイクル等を一層促進する必要があります。

9           イ 施策の方向性

10          事業者による廃棄物の発生抑制・リサイクル等を促進するため、説明会や研修会等の開催や、市町村と連携した様々な情報発信などにより意識の啓発を図るとともに、循環型社会の形成に自ら努めている事業所の認定等その他必要な施策を行います。

15          【具体的な施策】

- 16          ・ 環境マネジメントシステムである ISO 14001<sup>2</sup>やエコアクション21<sup>3</sup>の導入など、事業者による自主的な環境負荷低減活動を支援します。
- 17          ・ 環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援するため、環境保全施設の整備等に必要な資金の融資をあっせんします。
- 18          ・ 環境に配慮した産業活動を推進するため、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの推進を目的とした施設整備や再利用技術の開発等に対して支援します。
- 19          ・ 市町村及び消費者団体等と連携し、レジ袋無料配布中止の登録制度等により、事業者が行うレジ袋削減の取組みを支援します。

26          【数値目標】

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
県内の環境マネジメントシステム認証取得事業所数	444事業所	615事業所

<sup>1</sup> 環境マネジメントシステム：組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS - Environmental Management System)といいます。

<sup>2</sup> ISO 14001：国際標準化機構＝ISOの定める環境マネジメントシステムの規格です。企業などが自主的、積極的に環境保全に向けた取組みを計画し、実行し、点検し、見直すための規格で、認証を取得するには専門機関の審査が必要です。

<sup>3</sup> エコアクション21：広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく事業者のための認証・登録制度です。

1           ⑥ 環境物品等への需要の転換の促進

2           ア 現状と課題

3           県民等の環境に対する意識の高まりとともに、環境に配慮した物品等の購入  
4           等は進んできていますが、循環型社会の形成を需要の面からより一層促進する  
5           ためには、引き続き県民等による環境に配慮した物品等の選択を促進する必要  
6           があります。

7           また、県は、グリーン購入<sup>1</sup>について率先して組織的に取組みを進めています  
8           が、一部の品目について調達目標を達成していないため引き続き取組みを推進  
9           する必要があります。

10           イ 施策の方向性

11           県民等が物品の購入・借り受け、又は役務の提供を受ける場合にあたって、  
12           必要性を十分に考え、再生品や省資源・省エネルギー型の製品等の環境に配慮  
13           した物品等を選択するよう、普及啓発その他の必要な施策を行います。

14           また、県は、グリーン購入法<sup>2</sup>に基づき、物品の購入や役務の調達にあたって、  
15           環境に配慮した物品等を優先的に選択します。

16           【具体的な施策】

- 17           ・ エコマーク<sup>3</sup>や統一省エネラベル<sup>4</sup>など消費者への周知、グリーン購入の推  
18           進等により、環境に配慮した経済行動が消費行動に結びつくよう普及啓発  
19           を図ります。
- 20           ・ マイバッグ<sup>5</sup>の利用等による買い物時の環境配慮の促進を図るとともに、  
21           レジ袋削減、簡易包装や再生品利用等の取組みを促進し、廃棄物の減量化  
22           や再生利用を促進します。
- 23           ・ 県における物品の購入にあたっては、グリーン購入に率先して取り組む  
24           とともに、うつくしま、エコ・リサイクル製品の優先購入に努めます。

1           グリーン購入：品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷が少ない製品・サービス等を優先的に購入することです。

2           グリーン購入法：国が物品を購入する際には環境に配慮されたものを購入しなければならないとするもので、たとえば、再生紙のノートや低公害車等です。地方公共団体は国に準ずるものとされ、民間は努力規定となっていますが、民間でもISO14001の認証取得企業では、グリーン調達基準を作成し、品質、価格、納期に加えて環境配慮を行うようになってきています。

3           エコマーク：「わたしたちの手で、地球を、環境を守ろう」という気持ちをあらわした、環境保全に役立つ商品につけられるシンボルマークです。

4           統一省エネラベル：エアコン、テレビ、電気冷蔵庫については機器単体のエネルギー消費量が大きく、製品毎の省エネ性能の差が大きいことから、省エネラベリング制度及び年間の目安電気料金に加え、多段階評価制度を組み合わせた統一省エネラベルによる表示を定めています。

5           マイバッグ：スーパーなどで買い物の時に、商品を入れるために自宅から持参するバッグのことです。レジ袋を使わないことによりごみを減らしたり、レジ袋の原料である原油の使用量を減らしたりすることができます。エコバッグともいいます。

1

### 【数値目標】

指標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
県機関におけるグリーン購入割合	90.5%	100%

2

## ⑦ 地産地消の促進

3

### ア 現状と課題

4

5 「地産地消月間」等により、県民・県内企業等の地産地消への取組みの促進  
6 に努めていますが、地元産品の振興だけでなく、環境負荷低減等につながる取  
7 組みとして引き続き普及啓発を図る必要があります。

8

### イ 施策の方向性

9

10 地産地消の取組みは、県産農林水産物等の利活用を促進するとともに、生産  
11 者と消費者の距離が近くなることで輸送距離（フードマイレージ・ウッドマイ  
12 レージ<sup>1</sup>）が縮減され環境負荷の低減につながるため、「地産地消月間」や「地  
13 産地消シンボルマーク」の推進等により、県民、県内企業等の更なる地産地消  
14 を推進します。

15

### 【具体的な施策】

- 16
- 17 県の主催する会議やイベント等において県産品等の積極的な利用に努め  
18 ます。
  - 19 全県的な運動として地産地消を推進し、「地産地消月間」を契機として  
20 地域が有する資源の利活用を促進します。
  - 21 公共施設等における県産木材、石材等の積極的な利用促進を図るととも  
22 に、民間施設や個人住宅等における県産木材等の利用拡大に向け普及啓発  
23 を図ります。
  - 24 県産材を使用した木造住宅の建設促進を図り、地域関係産業の振興と併  
25 せて低炭素社会の構築を目指します。
  - 26 農林水産業者が運営する直売所の利用拡大を促進します。
  - 27 地産地消に積極的に取り組む飲食店や販売店の認証制度などを通じて、  
28 地産地消の普及と県産品の利用拡大を図ります。
  - 29 食品産業（加工・外食・中食<sup>2</sup>等）や学校給食等における県産農林水産物  
30 の利活用の拡大を図ります。

1 フードマイレージ・ウッドマイレージ：輸送重量×輸送距離の値が大きくなると輸送エネルギーがよ  
り多く必要になるとともに、地域づくりの点でも、食料や木材の利用は生産地と消費地が近いことが望  
ましい、という考え方です。

2 中食：レストラン等における食事「外食」と家庭での手作りの食「内食」の中間にあたる食の形態で、  
具体的には、惣菜や弁当等の調理済みの食品を買ってきて食事をすることをいい、パン等も中食になります。

1

## 【数値目標】

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
うつくしま農林水産ファンクラブ 会員数 <sup>1</sup>	2,230人	3,000人以上

2

## ⑧ バイオマスの利用促進

### ア 現状と課題

福島県バイオマス総合利活用指針「うつくしまバイオマス21」（平成16年3月）に基づき施策を実施していますが、県民のバイオマスに対する理解は十分に浸透していないため、普及啓発に努める必要があります。

また、バイオマстаун構想<sup>2</sup>に基づく事業の推進にあたっては、市町村が中心となり地域ごとにバイオマス供給者からバイオマス製品の利用者までが協力して、その地域において最適と考えられるものを検討・選択し、地域の特性を生かした「原料収集システム」と「製品流通システム」の双方の確立が重要となります。

13

### イ 施策の方向性

バイオマスは、植物が光合成を行なう限り枯渇することができない再生可能な資源であるばかりでなく、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素を新たに増加させない資源です。森林資源や海洋資源等地球上の広範囲にわたって莫大な量があることから、現在利用していないバイオマスをエネルギー源として有効に活用すれば、化石燃料の一部を代替する有望な資源となります。このため、福島県バイオマス総合利活用指針「うつくしまバイオマス21」（平成16年3月）に基づき、バイオマスの総合的利活用を推進するための必要な施策を実施します。

また、バイオマス活用推進基本法に基づく「福島県バイオマス活用推進計画（仮称）」を策定し、バイオマスのカスケード利用<sup>3</sup>を促進するとともに、市町村と連携し計画的整備を推進するなど必要な施策を行います。

26

<sup>1</sup> うつくしま農林水産ファンクラブ：県農林水産物の良さを口コミで広めたり積極的に利用するなど、地産地消を実践している消費者や事業所（直売所、飲食店、食品加工業者等）を会員としたファンクラブです。

<sup>2</sup> バイオマстаун構想：域内において、広く地域の関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われることを目指し、市町村等が作成する構想を「バイオマстаун構想」といいます。

<sup>3</sup> カスケード利用：資源を1回だけ利用するのではなく、使って性質が変わった資源や、使う際に出る廃棄物を新たな用途に使用する、というように、資源を段階的（カスケード）に活用することです。例えば、木材を1つの用途だけで使い切るのではなく、使い終わった後に他の用途に再利用したり、製材後の端材を製紙用チップなどに使い、更にはチップ化の際に発生するオガ粉を木質ペレットに利用するなど、多段階的に無駄なく利用することです。

1           **【具体的な施策】**

- 2           ・ 農村地域等で発生する家畜排せつ物など有機性資源の循環利用を進める  
3           ため、たい肥化とその流通・利用の促進を図ります。
- 4           ・ 間伐材等未利用材や剪定枝など木質バイオマス<sup>1</sup>のエネルギー等への利用  
5           促進を図ります。
- 6           ・ 一般家庭、公共施設から園芸用、さらには発電等大口需要に至る幅広い  
7           分野での木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。
- 8           ・ 地域における廃食用油等の利活用を推進します。
- 9           ・ 生ごみ、木くず、し尿処理汚泥、浄化槽汚泥等廃棄物系バイオマスの利  
10          活用の施設設置を促進します。

12           **⑨ 産業廃棄物の適正処理**

13           **ア 現状と課題**

14           産業廃棄物処理施設等の立入検査の実施等により、適正処理の指導を行って  
15          いますが、事業者等の適正処理を推進していくためには、継続した立入検査や  
16          実態調査等の実施が必要となっています。

17           また、産業廃棄物の不法投棄は減少傾向にありますが、悪質・巧妙化する不  
18          法投棄に対応するため、より一層の総合的な不法投棄防止対策を推進する必要  
19          があります。

21           **イ 施策の方向性**

22           「福島県廃棄物処理計画」（平成23年〇月）に基づき、産業廃棄物の適正  
23          処理と不法投棄の防止に努めます。

25           **【具体的な施策】**

- 26           ・ 事業者や処理業者の設置する産業廃棄物処理施設等について、立入検査  
27          の実施等により適正処理の推進を図ります。
- 28           ・ 産業廃棄物の不法投棄の未然防止と早期発見等のため、不法投棄監視員  
29          の配置や休日・夜間の警備会社への監視委託等の対策を推進します。
- 30           ・ 研修会、講習会等を実施し、排出事業者、処理業者に対して適正処理に  
31          関する啓発や意識の向上を図ります。
- 32           ・ 優良産業廃棄物処理業者認定制度等の推進により、優良な産業廃棄物処  
33          理業者の育成を図るとともに、その活用のための情報提供を行います。

---

1 <sup>1</sup> 木質バイオマス：木に由来する有機性資源の総称。木材の他に樹木の枝葉、製材工場などの残材や建築廃材を含みます。

1           **⑩ 環境の保全上の支障の防止及び除去等**

2           **ア 現状と課題**

3           環境の大気や水質の常時監視を行うとともに、工場・事業場や廃棄物処理  
4           施設からの排出ガスや排出水の監視を実施していますが、一部の地域でダイオ  
5           キシン類による環境汚染が判明するなどの事案が発生していることから、引き  
6           続き環境中や発生源の監視を実施していく必要があります。

7           **イ 施策の方向性**

8           循環資源の利用又は処分に伴う環境の保全上の支障の防止及び除去並びに安  
9           全の確保を図るため、条例等に基づき必要な施策を行います。

10          **【具体的な施策】**

- 11           • 循環資源の利用や処分により、大気、水質及び土壤の汚染等の環境保全  
12           上の支障が生ずることを防止するため、必要とされる措置を講ずるよう工  
13           場・事業場等に対して指導を行います。
- 14           • 循環資源の不適正な処分により、環境が汚染され、あるいはそのおそれ  
15           がある場合、環境保全上の支障の除去のために必要な措置を講じます。
- 16           • 住民の健康及び生活環境の安全の確保のため、循環資源が不適正に利用  
17           又は処分されないよう監視をします。

1                   (3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換

2                   ～賢いライフスタイルの確立による

3                   **環境に負荷をかけない社会を目指して～**

4                   私たちのこれまでの豊かで便利な生活は、資源やエネルギーの大量消費や不用と  
5                   なったものの大量廃棄につながり、限られた資源の枯渇や環境汚染等の様々な環境  
6                   問題を引き起こしてきました。

7                   特に、近年では、資源やエネルギーの大量消費等は温室効果ガスを増加させ、地  
8                   球温暖化問題を深刻化させています。

9                   これらの問題は、技術の開発や生産性の向上などにより解決できることもありま  
10                  すが、もっとも大切なのは、私たち一人ひとりが環境問題に対する高い意識を持ち、  
11                  これまでの物を中心とした価値観を見直し心の豊かさを重視するとともに、自ら行  
12                  動し、環境負荷が少ない社会を県民総参加で創っていくことです。

13                  本県では、県民の環境問題に対する意識を高めるため、環境教育・学習の推進を  
14                  図るとともに、県民等が取り組む自発的な活動の促進を図ってきました。これによ  
15                  り、県民の環境問題に関する意識や行動は高まってきましたが、今後もより一層環  
16                  境教育・学習の推進と県民の自発的な活動を促進することが重要です。

17                  健全な自然環境と適正な資源循環を未来へ引き継いでいくためには、私たち一人  
18                  ひとりが自然や次の世代への思いやりやもったいない、3Rなどの意識を常に持  
19                  ち、環境保全活動への参加と連携・協働によるライフスタイルの転換を図っていく  
20                  ことが重要です。そのため、次の施策に取り組みます。

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

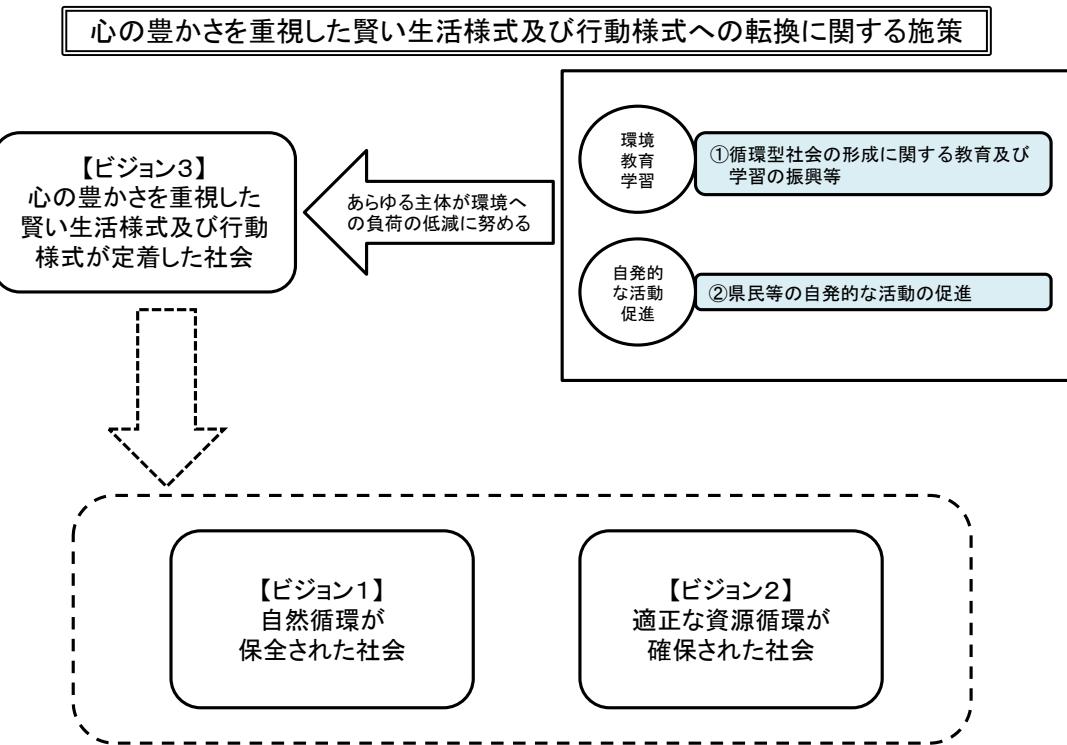
33

34

35

36

37



1

## 2 ① 循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等

### 3 ア 現状と課題

4 体験型・実践型の環境教育・学習の推進などにより、環境保全意識の啓発や  
5 実践活動が推進されていますが、学校教育の現場や自治体等が主催する講座等  
6 への参加を通じた環境学習のみならず多様な環境学習プログラムにより、県民  
7 自らが自主的に学習する機会の増加を図る必要があります。

8

### 9 イ 施策の方向性

10 豊かな自然をはじめとする本県の特性を生かした循環型社会の形成に向け、  
11 地球温暖化や廃棄物の増加、生物多様性等について県民等の理解を促進するた  
12 め、地域や学校、職場など様々な場における環境教育・学習の充実を図るとともに、  
13 学校、地域等における指導者の育成に努めます。また、各主体の自主的な環  
14 璓教育・学習を支援するために、情報や教材の提供など環境教育・学習基盤の充  
15 実に努めます。

16

### 17 【具体的な施策】

- 18 • 福島議定書や環境家計簿の取組みにより、家庭や学校、事業所における  
19 節電や節水などの省資源・省エネルギーの実践活動を促進します。
- 20 • 環境問題に関わる様々な分野の専門家等を講師として活用し、子どもか

1 ら大人までの環境学習の充実を図るとともに、対象に合わせて体験を重視  
2 した環境教育を行うことのできる指導者の育成を図ります。

- 3 • 県民の環境に対する関心を深めるため、各種団体や市町村等が行う研修  
4 会などに環境アドバイザー<sup>1</sup>等を講師として派遣するとともに、ニーズに応  
5 じたメニューの充実を図り、環境教育・学習を推進します。
- 6 • 自然体験等を取り入れた環境学習により、自然に親しみ、環境保全に配  
7 慮して生活していく子どもの育成を行います。
- 8 • 県民一人ひとりの環境理解と実践活動を促進するための体系的な環境教  
9 育・学習を推進するため、「ふくしま環境活動支援ネットワーク<sup>2</sup>」（平成  
10 21年9月設立）の環境教育・学習機能を活用して、学校、関係機関との  
11 連携を図り裾野の拡大に努めます。
- 12 • 地域や学校、環境保全活動団体等が、情報を交換し協力して活動を展開  
13 することができるよう、ポータルサイト<sup>3</sup>を活用した情報発信やネットワー  
14 クを活用した総合的なコーディネートを行います。

## 16 【数値目標】

指標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
環境アドバイザー等派遣事業 受講者数（累計）	22,259人	30,000人
せせらぎスクール <sup>4</sup> 参加団体数 延べ参加者数	156団体 8,510人	200団体 10,000人

## 17 ② 県民等の自発的な活動の促進

### 18 ア 現状と課題

19 県民、N P O等民間団体、事業者、行政の各主体が協働しながら、自発的か  
20 つ連携した環境保全活動を実践していますが、より一層の意識向上を図るため、  
21 県民に身近な環境問題に対する取組みを県民運動として展開するなど、県民一  
22 人ひとりが自らの問題であると認識し、自発的に環境保全活動に取り組むこと  
23 が必要あります。

24

25

<sup>1</sup> 環境アドバイザー：市町村、公民館又は各種団体等が主催する環境に関する講演会や研修会等に、そ  
の申請に基づき派遣するために県が委嘱している環境部門の第一線で活躍している県内の学識経験者  
等のことです。

<sup>2</sup> ふくしま環境活動支援ネットワーク：環境教育・学習活動、環境に関する情報収集・提供活動及び調  
査研究活動などの環境保全活動を支援するために設立されたネットワークです。

<sup>3</sup> ポータルサイト：散らばっている様々なデータや情報を効率的に探したり利用するために設置したイ  
ンターネット上の総合窓口です。

<sup>4</sup> せせらぎスクール：県では、小・中、高等学校、各種団体等を対象に、水生生物による水質調査を行  
う団体を「せせらぎスクール」として広く募集し、調査に必要な教材を配布するなどの支援を行ってい  
ます。

## イ 施策の方向性

県内で取り組まれている省資源・省エネルギーや3Rの推進等の取組みを始め、平成21年6月から始まったレジ袋削減（レジ袋無料配布中止）の取組みなど県民等が行う循環型社会の形成に関する自発的な活動を更に促進するため、人材の育成・活用や情報提供その他の必要な支援を行います。

また、循環型社会の形成に向けた取組みを、県民、事業者、行政等の各主体の役割分担と連携により県民総参加で推進するとともに、一人ひとりの活動を促進するための意識醸成を図ります。

## **【具体的な施策】**

- 「うつくしま地球温暖化防止活動推進員<sup>1</sup>」と連携し、家庭内における具体的で実効性の高い取組みを推進し、環境にやさしいライフスタイルが実践されるよう、環境家計簿のような取組みの成果が実感できる仕組みの普及を図ります。
- 環境保全に关心のある県民を対象として講習会を開催し、環境教育や環境保全活動の新たなリーダーを養成し、環境保全活動の裾野の拡大と活性化を図ります。
- 温室効果ガス排出抑制等の環境保全活動を社会全体で支える仕組みの推進を図ります。
- レジ袋の無料配布中止に取り組む店舗数を拡大するとともに消費者の理解を進め、県民の環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換の契機とします。
- 「福島環境保全基金<sup>2</sup>」の活用により、環境保全に関する知識の普及や実践活動の支援等に努めます。
- 環境関係の表彰等を通じて県民の環境保全意識の高揚に努めます。
- 県民、民間団体、事業者及び行政等あらゆる主体が共通認識のもとに取り組む温暖化防止活動やもったいない運動等の環境保全活動を、県民運動の推進母体である「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」等と連携しながら積極的に推進します。
- 「ふくしま環境活動支援ネットワーク」（平成21年9月設立）のコーディネート機能の充実・強化等により、様々な主体の環境保全活動を活性化させ、連携と協働を推進します。
- 環境問題に関する総合的な普及啓発の場、交流の場への県民の積極的な参加を促進します。
- 計画が例示する「もったいない50の実践」などにより、一人ひとりの

<sup>1</sup> うつくしま地球温暖化防止活動推進員：「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、県民などによる地球温暖化防止活動を支援し、助言するため、知事が委嘱する運動員です。

<sup>2</sup> 福島環境保全基金：環境保全に関する知識の普及や地域の環境保全のための実践活動の支援など、環境保全活動に要する資金に充てるため、平成元年度に設置しました。

1 活動を促進するための意識醸成を図ります。

2

3 【数値目標】

指標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
うつくしま地球温暖化防止活動推進員の活動回数	704回	850回
うつくしまエコリーダー <sup>1</sup> 認定者数（累計）	1,624人	1,800人
ストップ・ザ・レジ袋実施店 <sup>2</sup> (累計)	181店 ※ (H21年6月)	3,000店
マイバッグ等持参率 <sup>3</sup>	85.1% ※ (H21年6月)	モニタリング指標 (上昇を目指す)

4 ※「福島県におけるレジ袋削減に関する協定」等により平成21年6月から  
5 県内でレジ袋無料配布中止の取組みが開始

6

<sup>1</sup> うつくしまエコリーダー：地域における環境保全活動や環境学習を推進する指導者として積極的な役割を担う方を「うつくしまエコリーダー」として県が認定しています。

<sup>2</sup> ストップ・ザ・レジ袋実施店：レジ袋の無料配布中止や環境保全活動等に取組む、県に登録した店舗です。

<sup>3</sup> マイバッグ等持参率：レジ袋の削減に関する協定締結事業者におけるマイバッグ等持参率（レジ袋辞退率）です。

## （4）共通の施策

その他、循環型社会形成の共通の施策として次のことに取り組みます。

### ① 調査の実施

#### ア 現状と課題

廃棄物に関する実態調査や環境にやさしい買い物に関するアンケート等により、県内の実態把握を行っていますが、循環型社会の形成を推進するための施策を実施していくためには、引き続き調査等を実施する必要があります。

#### イ 施策の方向性

循環型社会の形成に関して、県内の実態やニーズを把握するため、必要な実態調査や県民等に対するアンケート等を実施します。

### ② 科学技術の振興

#### ア 現状と課題

循環型社会の形成に向け、ハイテクプラザ、大学等の技術を活用した産学官連携による研究開発の実施及び成果普及については、着実に増加し製品化の成果も現れてきていますが、今後更なる成果の利用に向けた取組みが必要となっています。

#### イ 施策の方向性

循環型社会の形成に関する科学技術の振興を図るため、研究会活動等により産学官連携を強化して研究開発に取り組むとともに、研究成果品の利用拡大その他の必要な施策を行います。

### 【具体的な施策】

- ・ ハイテクプラザにおいて、電解加工廃液や石炭灰の再利用技術等の研究、開発を行います。
- ・ 農林業関係試験研究機関において、環境負荷低減技術や木質資源等の利用技術の開発を行います。
- ・ 産学官連携により太陽光、風力、地中熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーの技術開発に取り組み、開発した新たな技術の利活用を促進します。

### 【数値目標】

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)
県の機関又は県の支援による環境関連技術の研究開発件数（累計）	50件	70件

1           ③ 財政的措置

2           ア 現状と課題

3           産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量化やその適正な処理の促進に  
4           関する施策に要する費用に充てることを目的とした産業廃棄物税<sup>1</sup>及び、森林環境  
5           の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要す  
6           る経費に充てることを目的とした森林環境税<sup>2</sup>を活用して、循環型社会の形成に  
7           向けた施策を実施してきました。

8           今後とも、これらの財政的措置を効果的に活用しながら施策を実施していく  
9           必要があります。

10           イ 施策の方向性

11           循環型社会の形成の一層の促進を図るため、産業廃棄物税や森林環境税の効  
12           果的な活用に努め、3Rの促進のための技術開発・導入などの施策の充実・強  
13           化や森林環境の適正な保全及び環境教育振興等のための施策を展開します。

14           【具体的な施策】

- 15           • 産業廃棄物税や森林環境税を活用し、循環型社会の形成に向けた取組み  
16           を推進します。

---

<sup>1</sup> 産業廃棄物税：産業廃棄物の排出抑制等による循環型社会の形成を促進するため平成18年度から導入した制度です。産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進等を図るための取組みに活用されています。

<sup>2</sup> 森林環境税：森林を健全な状態で次世代に引き継ぐため平成18年度から導入した制度です。「県民一人一人が参画する新たな森林づくり」に関する取組みに活用されています。

## 7 計画の推進

循環型社会の形成は、国においては「循環型社会形成推進基本法」に基づく「循環型社会形成推進基本計画」（平成20年3月）（以下「国計画」という。）により推進されていますが、計画は、国計画と相まって、本県の実情に則して、独自性と主体性を持って本県が取り組むべきビジョンや施策等を掲げるものです。目標に向かって、行政はもとより、県民、事業者、民間の団体等ができることから自主的に取り組むとともに、あらゆる主体が連携し県民総参加で推進していきます。

### （1）県民の役割

県民一人ひとりは、環境問題を自分自身の問題と認識し、恵み豊かな環境を子や孫の世代に引き継いでいくとの考えに立って、自ら省資源・省エネルギーや3Rなどの環境保全活動を実践するなど、循環型社会の形成に向けライフスタイルの転換を図り、心の豊かさや生活の質を重視した賢いライフスタイルの実現に努めます。

- ・ 自然を利用するにあたっては、自然の保護に配慮し、自然循環が健全に保たれるよう努めます。
- ・ 生活排水による水質汚濁の低減に努めます。
- ・ それぞれの地域に本来的に分布している野生動植物を保護するため、外来種を地域の自然環境に持ち込まないよう努めます。
- ・ 太陽光発電や間伐材等を利用した木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの利用や、住宅の高断熱化、省エネルギー型家電機器の導入、不必要的電灯の消灯などによる省資源・省エネルギーの実践に努めます。
- ・ 公共交通機関の優先利用や低公害車への買い換え、自動車の使用にあたってのエコドライブの実施に努めます。
- ・ 日常生活において、廃棄物等の排出者としての自覚と責任を持ち、廃棄物の排出を抑制するとともに廃棄物の自家処理や分別排出に努め、無駄を省き廃棄物を少なくする生活を実践します。
- ・ 消費活動において、環境に配慮した物品等を優先的に購入するとともに、過剰包装を断つたりマイバッグを利用したりするなど、環境負荷を低減するための行動を実践します。また、これにより、環境負荷低減を実践している事業者を支援することで、事業者の資源循環に向けた取組みを促進します。
- ・ 修理等によって製品をなるべく長期間使用すること、再生品を利用すること、分別回収に協力することなどにより、リサイクルや廃棄物の減量化に努めます。
- ・ 自然観察会への参加などにより、自然についての正しい知識や自然に接するマナーなどの習得に努めます。
- ・ 環境に関する講演会などへの積極的な参加や環境アドバイザーリスト制度の活用などにより、自主的な環境学習活動の推進に努めます。

- 1     ・ 地域の一員として、N P O<sup>1</sup>、N G O<sup>2</sup>や行政等の循環型社会の形成に関する活  
2     動に対して協力・支援することで、地域の取組みを促進します。  
3     ・ 県又は市町村が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力します。  
4

## 5     (2) 民間の団体等の役割

6       N P O、N G O、大学や事業者団体など民間の団体等は、循環型社会形成に資す  
7       る取組みを自主的かつ主体的に実践するとともに、関係事業者及び行政等と連携し  
8       又それらの活動を補完・支援するなど、循環型社会づくりを加速する役割として次  
9       のこと取り組みます。

- 10      ・ 循環型社会の形成に向けた県民、事業者等の理解を促進するため、知識の普及  
11      啓発に努めます。  
12      ・ 心の豊かさを重視した賢い県民のライフスタイルへの転換を図るため、もつた  
13      いない運動等の環境保全を図る県民主体の地域の活動に取組みます。  
14      ・ 3 R を推進する先導的な取組みを行います。  
15      ・ 自ら、又は産学民官の連携・協働による研究開発に取り組むとともに、その成  
16      果の普及に努めます。  
17      ・ 製品やサービスを購入する際には環境負荷の低減を考慮しグリーン購入に努め  
18      ます。

## 20     (3) 事業者の役割

21       事業者は、経済活動のなかで大きな役割を担っていることから、排出者責任及び  
22       拡大生産者責任の考え方を踏まえ、環境の保全に配慮した事業活動を行うとともに、  
23       法令遵守を徹底することにより、自然循環の保全と適正な資源循環が確保されるよ  
う次のことに取り組みます。

- 25      ・ 森林、農用地の計画的な利用により、これらの多様な機能の保全及び環境との  
26      調和に努めます。  
27      ・ 緑化整備の際に地域の植生に応じた植物を選定するなど、野生動植物の生育・  
28      育成環境の保全に努めます。  
29      ・ 事業活動の実施にあたっては、多様な生態系等が保たれるよう自然環境の保全  
30      に努めます。  
31      ・ 事業活動に伴う環境負荷低減のための資源・エネルギーの有効利用に努めます。  
32      ・ 県内の資源を活用するなどにより、カーボン・オフセット<sup>3</sup>の取組みに努めます。

1 N P O : 非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民や民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体をいいます。

2 N G O : 非政府組織。政府間の協定によらず創立された、民間の国際協力機構をいいます。

3 カーボン・オフセット : 日常生活や経済活動において避けることができないCO<sub>2</sub>等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても削減できない温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを低減し埋め合わせるという考え方です。

- 1     ・ ISO14001やエコアクション21の認証取得などにより自主的な環境管  
2     理・監査の推進に努めます。
- 3     ・ 原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な  
4     措置を行います。
- 5     ・ 原材料等がその事業活動において循環資源となったときは、これについて自ら  
6     適正に循環的な利用を行い、または適正に循環的な利用が行われるために必要な  
7     措置を行います。
- 8     ・ 循環的な利用が困難な資源については、自らの責任において適正に処分します。
- 9     ・ 製品、容器等の製造を行う事業者は、当該製品、容器等が廃棄物となることを  
10    抑制するため、再使用・再生利用しやすい材料を使用して製造するとともに、当  
11    該製品、容器等の設計の工夫及び材質又は成分を表示し、適正に循環的な利用が  
12    行われることを促進し、その適正な処分が困難とならないようするために必要な  
13    措置を行います。
- 14    ・ 製品の修理等の需要に応えるサービスの提供に努めます。
- 15    ・ 再生品を使用することなどにより、循環型社会の形成に努めます。
- 16    ・ 廃棄物の3Rの推進、適正処分に主体的に取り組むとともに、減量化や再資源  
17    化に向けた取組みを関係団体等と協力して進めるなど、循環型社会経済システム  
18    を構築する役割を担います。
- 19    ・ 製品やサービスを購入する際には環境負荷の低減を考慮しグリーン購入に努め  
20    ます。
- 21    ・ 循環型社会の形成に向け、環境負荷の低減に資する技術開発と普及に努めます。
- 22    ・ 県又は市町村が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力します。

## (4) 行政の役割

### ① 市町村

- 市町村は、一般廃棄物の処理責任者として適切な処理・処分を実施するため、次のことに取り組みます。
- 26    ・ ごみの発生抑制、減量化、再生利用、分別収集が促進されるよう、住民への  
27    周知、啓発に努めます。
  - 28    ・ ごみの発生抑制、再生利用の推進、費用負担の公平化及び住民の意識改革を  
29    進めるため、ごみの有料化について、住民へ必要性の説明を行いながら、検討  
30    を進めるよう努めます。
  - 31    ・ 容器包装のリサイクルを促進するため、容器包装廃棄物の分別収集に努めま  
32    す。
  - 33    ・ グリーン購入に率先して取り組むとともに、市町村の公共事業等において、  
34    廃棄物の再生利用製品の積極的な使用に努めます。
  - 35    ・ 住民、事業者に対する環境教育・学習の機会の充実や環境に関する情報の提  
36    供と、これらの主体と連携した地域の特性に応じた環境保全活動の推進に努め  
37    ます。
  - 38

1 ます。

- 2
- 3 • 県民、N P O、N G O等の取組みへの支援や地域特性を考慮した事業の展開  
4 等を通じて、循環型社会の構築に努めます。
  - 5 • 一事業者、一消費者としての立場から、省資源・省エネルギー、廃棄物発生  
6 量の抑制、リサイクルの推進などの環境保全に配慮した取組みが求められてい  
7 ます。

## 8 ② 県

9 県は、循環型社会の形成に関する施策を総合的に調整、推進する立場から、関  
10 係法令の適正な施行に努めることはもとより、次のこと取り組みます。

- 11 • 計画に基づいた各種施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 12 • 市町村が当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施  
13 するために必要な支援を行います。
- 14 • 県民、民間の団体等、事業者、市町村の取組みに対する支援、取り組み易い  
15 環境の整備、関係主体間の連携促進等に努めます。
- 16 • 循環資源に関する環境技術や国内外での取組み等について、情報を収集・提  
17 供するとともに、課題解決のための調査・研究を行います。
- 18 • 計画の循環型社会の形成に向けた考え方や取組みについて、県内に限らず広  
19 く他の都道府県や国等に発信し、それらの取組みとの調整を図りながら、必要  
20 に応じて連携・協働による広域的な取組みを行います。

## 22 (5) 連携

23 従来の大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルを見直し、循環型社会  
24 にふさわしいライフスタイルに転換していくためには、県民、民間の団体等、事業  
25 者及び県や市町村の各主体がそれぞれの役割を果たしていくだけでは大きな成果を  
26 上げていくことはできません。

27 循環型社会の形成は総合的な取組みであることから、あらゆる分野・領域を超  
28 えて多様な知恵を結集するとともに、産学民官の各主体が幅広く連携する必要がある  
29 ため、「ふくしま環境活動支援ネットワーク」（平成21年9月設立）を活用する  
30 などして、横断的な情報交換や交流の場の確保に努めます。

## 8 進行管理

- (1) 各施策の取組みについては、毎年度の実績を取りまとめ、循環型社会形成庁内推進会議においてPDCAサイクル<sup>1</sup>による進行管理を行い、継続的な改善を図ります。  
また、取りまとめた実績については、結果等を公表します。
- (2) 主な施策のうち達成度を数量的に把握できるものについては、数値目標を設定し、点検・評価します。
- (3) 計画は、最終年度（平成26年度）に点検を行い、その結果等を踏まえ次期計画を策定します。

---

<sup>1</sup> PDCAサイクル：目標、計画を定め（Plan）、これを実行実施し（Do）、その実行実施状況を点検し（Check）、見直し、改善する（Action）という一連のサイクルにより、継続的な改善を図る仕組みです。

1 資料 1

2 もったいない 50 の実践

- 3
- 4 水            • 水道を出しっぱなしにしないようにしましょう。
- 5                • 油や生ごみは排水に流さないようにしましょう。
- 6                • 洗剤は適量を使用しましょう。
- 7                • お風呂の水は洗濯などに利用しましょう。
- 8                • 台所では水切りネットを使用しましょう。
- 9                • 米のとぎ汁は、庭木や花壇にまいて肥料として利用しましょう。
- 10
- 11 自然        • 身近なところに花や木を植えましょう。
- 12              • 行楽でのごみは持ち帰りましょう。
- 13
- 14 電気・燃料    • 使わない部屋の照明は消しましょう。
- 15              • 休み時間の照明は消しましょう。
- 16              • コンセントを抜き待機電力を減らしましょう。
- 17              • 見ていないテレビは消しましょう。
- 18              • 夏のクールビズ、冬のウォームビズに努めましょう。
- 19              • 冷暖房機器は適正な温度に設定しましょう。
- 20
- 21 自動車      • 近い場所には車でなく、徒歩や自転車で行きましょう。
- 22              • 燃費のよい車に乗りましょう。
- 23              • マイカー移動でなく公共交通機関を利用しましょう。
- 24              • アイドリングストップに努めましょう。
- 25              • 車の相乗りに努めましょう。
- 26              • 車の定期的な点検・整備を行いましょう。
- 27
- 28 衣服        • 古着をリフォームして使いましょう。
- 29              • 不要になった衣服は譲り合いましょう。
- 30              • 衣類を生地にしてリサイクルしましょう。
- 31
- 32 紙         • 紙は両面を使用し無駄に使わないようにしましょう。
- 33              • 紙はリサイクルしましょう。
- 34
- 35
- 36
- 37
- 38

- 1           ごみ        • できるだけごみを出さないように努めましょう。  
2            • ごみの分別は徹底的に行いましょう。  
3            • 生ごみを堆肥化してリサイクルしましょう。  
4            • ごみのポイ捨てはやめましょう。
- 5
- 6           食品        • 料理は食べられる量だけ作りましょう。  
7            • 食べ残しをしないようにしましょう。  
8            • 料理方法を工夫して、材料を無駄なく使い切りましょう。  
9            • ばら売りや量り売りを利用しましょう。
- 10
- 11          食器等      • 使い捨てのコップ、皿はなるべく使わないようにしましょう。  
12          • できるだけ「マイはし」を使いましょう。
- 13
- 14          容器包装    • 過剰包装を断りましょう。  
15          • 飲み物はペットボトルより水筒を利用しましょう。  
16          • マイバッグ（買い物袋）を持参して、レジ袋を断りましょう。  
17          • リターナブル瓶を利用しましょう。
- 18
- 19          買い物        • フリーマーケットを活用しましょう。  
20          • 洗剤やシャンプーなどは詰め替え品を買いましょう。  
21          • エコマーク等の環境にやさしい商品を買いましょう。  
22          • 買い物は必要なものだけ買いましょう。
- 23
- 24          製造・販売    • 分別・リサイクルしやすい製品づくりに心がけましょう。  
25          • 過剰包装はやめましょう。
- 26
- 27          全般         • 捨てる前にもう一度考えましょう。  
28          • 壊れたものは、できるだけ修理して使いましょう。  
29          • 手作りを楽しみながらリサイクルしましょう。  
30          • できる限り地元でできたものを利用しましょう。  
31          • 先人の知恵や技を学びましょう。
- 32
- 33          ☆ 「もったいない50の実践」は、県民からの353件の提案の中から50項目を選定  
34         したのですが、ここに掲げられていない項目についても施策推進の中で必要に応じて  
35         活用することとしています。  
36         なお、これらは実践を強制するものではなく、もったいないの意識の醸成を図るとと  
37         もに、一人ひとりが自発的な行動を起こす動機付けとして例示するものです。
- 38

1 資料2

2 数値目標一覧

3 計画で設定する数値目標の一覧です。

4 福島県総合計画の指標は「総合計画指標」欄に○、福島県環境基本計画の指標は「環境  
5 基本計画指標」欄に○を記載しています。

6 「その他の主な計画（参考）」欄には、当該指標を採用する主な計画を記載しています。  
7 なお、記載例は次のとおりです

8 水プラン：福島県水資源総合計画「うつくしま水プラン」

9 再生：福島県再生可能エネルギー推進ビジョン（仮称）

10 温暖化：福島県地球温暖化対策推進計画

11 エコオフィス：ふくしまエコオフィス実践計画

12 生物：ふくしま生物多様性推進計画

13 廃棄物：福島県廃棄物処理計画

14 猪苗代湖：猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画

15 商工：福島県商工業振興基本計画“生きいき”ふくしま産業プラン

16 農林：福島県農林水産業振興計画 いきいき ふくしま農林水産業振興プラン

17 県土：ふくしまの新しい県土づくりプラン

18 (1) 自然循環の保全

19 ① 森林の保全、整備等

指標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)	総合 計画 指標	環境 基本 計画 指標	その他の 主な計画 (参考)
森林整備面積	11,071ha	61,000ha以上 (H22～26累計)	○	○	農林
森林づくり意識醸成活動の 参加者数	151,497人	155,000人 以上	○	○	農林

20 ② 持続性の高い農業生産方式の普及等

指標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)	総合 計画 指標	環境 基本 計画 指標	その他の 主な計画 (参考)
エコファーマー数	16,978人	20,000人以上	○	○	農林
中山間地域等における地域 維持活動を行う面積	16,316ha	17,600ha以上		○	農林

## 1 ③ 水産資源の適正な保存、管理等

指標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)	総合 計画 指標	環境 基本 計画 指標	その他の 主な計画 (参考)
資源管理型漁業の取組数	9種	14種以上			農林
新規沿岸漁業就業者数（沖合底びき網漁業を含む）	12人	20人以上			農林

## 2 3 ④ 健全な水の循環を保全するための総合的な管理

指標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)	総合 計画 指標	環境 基本 計画 指標	その他の 主な計画 (参考)
水質環境基準達成率 (河川・湖沼・海域のBOD ・COD)	90.9%	100%		○	
汚水処理人口普及率	73.1%	80%以上	○	○	県土
上下流連携による源流域 保全活動事例数	41件	60件		○	水プラン

## 4 5 ⑤ 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全

指標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)	総合 計画 指標	環境 基本 計画 指標	その他の 主な計画 (参考)
猪苗代湖のCOD値	1.0mg/l	0.5mg/l以下	○	○	猪苗代湖

## 6 7 ⑥ 野生動植物の保護

指標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)	総合 計画 指標	環境 基本 計画 指標	その他の 主な計画 (参考)
野生動植物保護サポーター登録者数	99人	140人以上	○	○	生物

8  
9  
10  
11  
12  
13

1      ⑦ 緑化の推進及び緑地の保全

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)	総合 計画 指標	環境 基本 計画 指標	その他の 主な計画 (参考)
一人当たりの都市公園面積	12.43m <sup>2</sup> /人	12.50m <sup>2</sup> /人 以上		○	県土

2      ⑧ 自然再生の推進

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)	総合 計画 指標	環境 基本 計画 指標	その他の 主な計画 (参考)
水と親しめるふくしまの 川づくり箇所数	68か所	73か所		○	

4      ⑨ 県の工事等における健全な自然循環への配慮

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)	総合 計画 指標	環境 基本 計画 指標	その他の 主な計画 (参考)
県有建築物の環境性能診断 実施数	70施設	136施設		○	県土

6      (2) 適正な資源循環の確保等

7      ① 資源及びエネルギー消費の抑制

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)	総合 計画 指標	環境 基本 計画 指標	その他の 主な計画 (参考)
温室効果ガス排出量 (H2年度比)	99.0% (森林吸収等 含む) (H20年度)	※1	○	○	温暖化
温室効果ガス排出量(事業者 としての福島県) (H20年度比)	100% ※2 (H20年度)	95.0%			エコ オフィス

10     ※1 「福島県地球温暖化対策推進計画」は改定作業中。

11     ※2 「ふくしまエコオフィス実践計画」における基準年度

12

13

## 1 ① 資源及びエネルギー消費の抑制

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)	総合 計画 指標	環境 基本 計画 指標	その他の 主な計画 (参考)
「福島議定書」事業 参加団体数	学校 774 事業所1, 922	モニタリング指標 (増加を目指す)	○	○	
クリーンエネルギー自動車 の普及台数	16, 574台	20, 000台以上	○	○	

## 2 3 ② 再生可能エネルギー利用等の促進

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)	総合 計画 指標	環境 基本 計画 指標	その他の 主な計画 (参考)
再生可能エネルギー導入量 (原油換算)	1, 924, 379k1	2, 030, 202k1 以上	○	○	再生

## 4 5 ③ 環境への負荷を低減するための交通の円滑化

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)	総合 計画 指標	環境 基本 計画 指標	その他の 主な計画 (参考)
渋滞対策実施箇所数	—	6 箇所			県土

## 6 7 ④ 廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的利用の促進

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)	総合 計画 指標	環境 基本 計画 指標	その他の 主な計画 (参考)
一般廃棄物の県民1人1日 当たり排出量	1, 036 g／人・日 (H20年度)	926 g／人・日	○	○	廃棄物
一般廃棄物のリサイクル率	15. 5% (H20年度)	24. 5%	○	○	廃棄物
一般廃棄物の1日当たりの 最終処分量	268トン／日 (H20年度)	200トン／日			廃棄物

8  
9  
10  
11

1 ④ 廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的利用の促進

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)	総合 計画 指標	環境 基本 計画 指標	その他の 主な計画 (参考)
産業廃棄物の排出量 (1年間に県内で排出された産業廃棄物)	8,344 千トン／年 (H20年度)	8,311 千トン／年	○	○	廃棄物
産業廃棄物減量化・再生利用率	91% (H20年度)	91%	○	○	廃棄物
農業用使用済プラスチックの組織的回収率	71.8%	100%		○	農林
建設副産物リサイクル率(アスファルト塊・コンクリート塊)	100%	100%		○	
うつくしま、エコ・リサイクル製品認定数(累計)	55製品	100製品			

2

3

⑤ 事業者による循環型社会の形成への取組みの促進

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)	総合 計画 指標	環境 基本 計画 指標	その他の 主な計画 (参考)
県内の環境マネジメントシステム認証取得事業所数	444事業所	615事業所		○	

4

5

⑥ 環境物品等への需要の転換の促進

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)	総合 計画 指標	環境 基本 計画 指標	その他の 主な計画 (参考)
県機関におけるグリーン購入割合	90.5%	100%		○	エコオフィス

6

7

⑦ 地産地消の促進

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)	総合 計画 指標	環境 基本 計画 指標	その他の 主な計画 (参考)
うつくしま農林水産ファンクラブ会員数	2,230人	3,000人以上	○		農林

1 (3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換

2 ① 循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)	総合 計画 指標	環境 基本 計画 指標	その他の 主な計画 (参考)
環境アドバイザー等派遣事業受講者数（累計）	22,259人	30,000人		○	
せせらぎスクール 参加団体数 延べ参加者数	156団体 8,510人	200団体 10,000人		○	

3 ② 県民等の自発的な活動の促進

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)	総合 計画 指標	環境 基本 計画 指標	その他の 主な計画 (参考)
うつくしま地球温暖化防止活動推進員の活動回数	704回	850回		○	
うつくしまエコリーダー認定者数（累計）	1,624人	1,800人		○	
ストップ・ザ・レジ袋実施店（累計）	181店 ※(H21年6月)	3,000店		○	
マイバッグ等持参率	85.1% ※(H21年6月)	モニタリング指標 (上昇を目指す)		○	

5 ※ 「福島県におけるレジ袋削減に関する協定」等により平成21年6月から  
6 県内でレジ袋無料配布中止の取組みが開始

7 (4) 共通の施策

8 ② 科学技術の振興

指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)	総合 計画 指標	環境 基本 計画 指標	その他の 主な計画 (参考)
県の機関又は県の支援による環境関連技術の研究開発件数（累計）	50件	70件		○	商工

## 資料3

### 福島県における物質フローの概要

天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られる循環型社会を形成していくためには、「入口」側としての資源の投入や「出口」側としての廃棄物の排出、さらに「循環」を表す再生資源の利用など、「物質の流れ（物質フロー）」について状況を把握することが重要です。

福島県の物質フローについて、前計画の策定時と同様の手法（※1）である各種統計データの積み上げを基礎として推計を行いました。重量ベースで平成12年（暦年）と平成20年（暦年）の状況を表したもののが下図です。これらの図では、物質フローを（1）資源投入、（2）製品生産、（3）販売・購入、（4）消費・廃棄、（5）処理・処分、の5つの断面でとらえて作成しています。

※1 物質フローにはいくつかの推計方法があり、大別すると（1）各種統計データによる積み上げによるもの、（2）物流センサスを用いるもの、（3）産業連関表を主とするもの、の3つに分けることができます。前計画の策定時の推計方法は各種統計データによる積み上げによるものであり今回も同様の手法により推計しています。

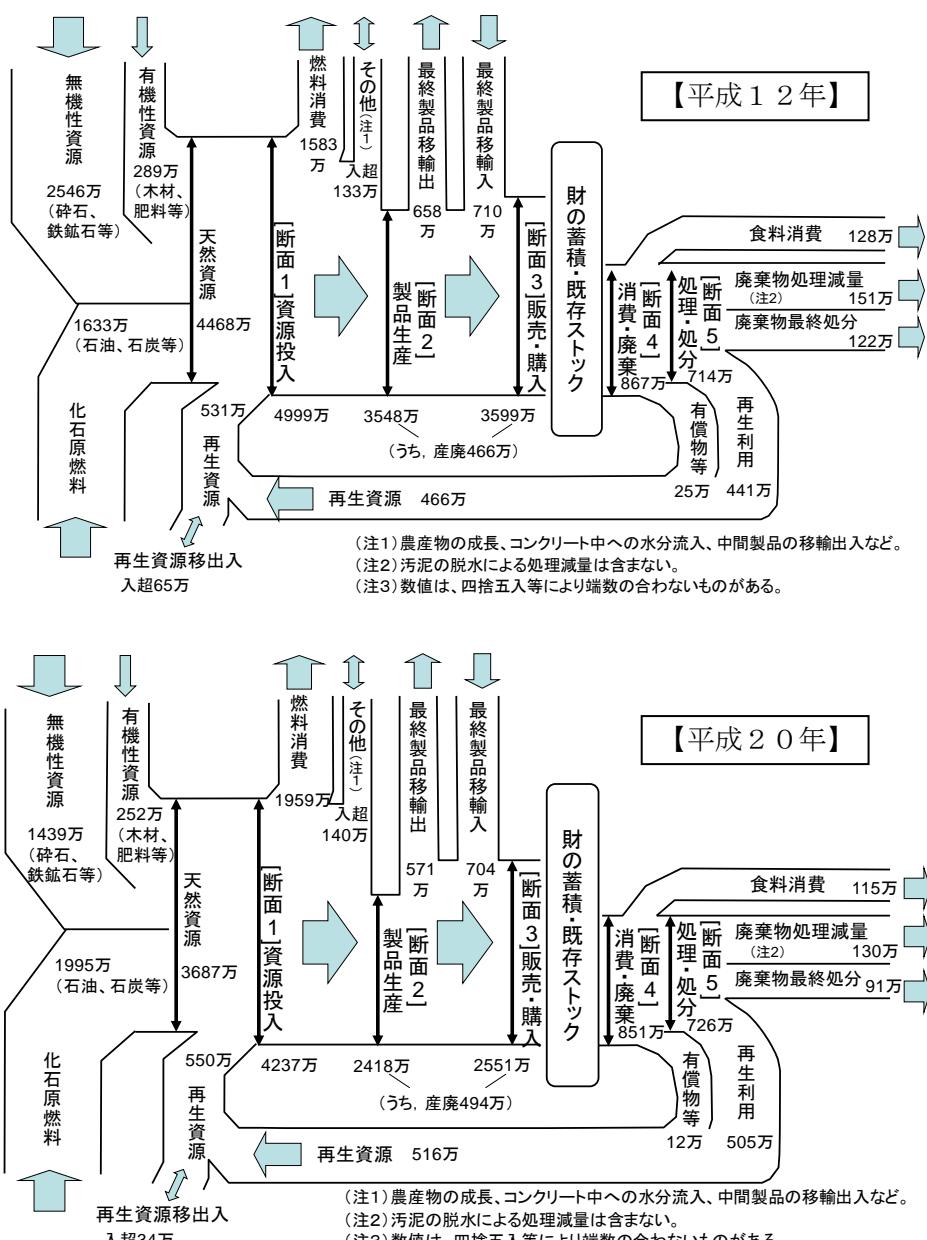


図 福島県の重量ベースによる物質フローの概要

（上：平成12年、下：平成20年、単位：トン）

平成12年と平成20年で比較すると、物質フローの代表的な指標はいずれも改善傾向にあることが分かりました。物質フローにおける「入口」「循環」「出口」の各側面の主な特徴を整理すると、次の点があげられます。

### ① 「入口」の特徴

「総物質投入量」は4,999万トンから4,237万トンへ15.2%減少し、「天然資源等投入量」も17.5%減少しました。天然資源等をどれだけ効率的に利用したかを表す「資源生産性」は19.5万円／トンから24.5万円／トンへ上昇し、変化率では25.8%改善しました。

「総物質投入量」のうち、非金属鉱や鉄鉱石などの無機性資源は2,546万トンから1,439万トンへと大きく減少しましたが、石油や石炭などの化石原燃料は1,633万トンから1,995万トンへと増加しました。この主な理由は、化石原燃料の大きな割合を占める火力発電用の石炭消費量が、1,042万トンから1,415万トンへと増加したことによります。

### ② 「循環」の特徴

再生資源の投入量は550万トンで、再使用や再生利用の取り組み状況を表す「循環利用率」は10.6%から13.0%へ上昇し、変化率では22.2%改善しました。再生資源の内訳では、平成12年と同様に、動物のふん尿の164万トン(29.8%)とがれき類の126万トン(22.9%)が大きな割合を占めています。

### ③ 「出口」の特徴

処理・処分される廃棄物は726万トンで、内訳は一般廃棄物が77万トン、産業廃棄物が649万トン(汚泥の含水量を除いた推定値)と、約9割が産業廃棄物です。平成12年と比べて、処理・処分される廃棄物の量は12万トンほど増加していますが、埋め立てられる「最終処分量」は122万トンから91万トンへ減少し、変化率では25.1%改善しています。「最終処分量」が資源投入の総量に占める割合である「最終処分率」も、2.4%から2.1%へやや改善しています。

なお、参考値として、平成12年度および平成19年度における全国の物質フローに関する指標の値と変化率を掲載します。資源生産性や循環利用率は、産業構造の違いによっても左右され、また、福島県と全国では推計方法が異なっているため、単純な比較はできませんが、このような指標の改善状況を把握することにより、循環型社会の形成に向けた取り組みを進めていくことが求められます。

表 福島県および全国における物質フローに関する指標の状況

物質フローに関する指標		福島県			<参考>全国		
		平成12年 <sup>※1</sup>	平成20年	変化率(%)	平成12年度	平成19年度	変化率(%)
入 口	A. 総物質投入量(万トン)	4,999	4,237	-15.2	213,000	180,200	-15.4
	B. 天然資源等投入量(万トン)	4,468	3,687	-17.5	191,200	155,900	-18.5
	C. 資源生産性(=D/B)(万円／トン)	19.5	24.5	25.8	28.2	36.1	28.0
	(D. 国・県内総生産(億円)) <sup>※2</sup>	86,921	90,219	3.8	5,056,219	5,624,346	11.2
循 環	E. 循環利用量(万トン)	531	550	3.6	21,800	24,300	11.5
	F. 循環利用率(=E/A)(%)	10.6	13.0	22.2	10.2	13.5	32.2
出 口	G. 最終処分量(万トン)	122	91	-25.1	5,600	2,700	-51.8
	H. 最終処分率(=G/A)(%)	2.4	2.1	-11.7	2.6	1.5	-42.4

※1 福島県の平成12年のデータについては、平成17年度に行った調査の値から修正したものがある。

※2 国・県内総生産については、実績値を使用した。福島県の平成12年は産業連関表(平成12年)より「粗付加価値部門計－家計外消費支出(行)」、平成20年は県民経済計算の実質値。全国のA～Cは環境白書・循環型社会白書等から引用し、Dは内閣府のウェブサイトから引用したが、CとD/Bの値が異なるところがある。